

令和5年第2回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程（第1日目）

令和5年6月20日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名（4名）
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 町政執行方針、教育行政執行方針
- 第5 議案第42号 監査委員の選任について
- 第6 議案第43号 農業委員会委員の任命について
- 第7 議案第44号 農業委員会委員の任命について
- 第8 議案第45号 農業委員会委員の任命について
- 第9 議案第46号 農業委員会委員の任命について
- 第10 議案第47号 農業委員会委員の任命について
- 第11 議案第48号 農業委員会委員の任命について
- 第12 議案第49号 農業委員会委員の任命について
- 第13 議案第50号 農業委員会委員の任命について
- 第14 議案第51号 農業委員会委員の任命について
- 第15 議案第52号 農業委員会委員の任命について
- 第16 議案第53号 農業委員会委員の任命について
- 第17 議案第54号 農業委員会委員の任命について
- 第18 議案第55号 農業委員会委員の任命について
- 第19 議案第56号 農業委員会委員の任命について
- 第20 議案第37号 財産の取得について
- 第21 議案第38号 財産の取得について
- 第22 議案第39号 財産の取得について
- 第23 議案第40号 大谷導水管更新工事請負契約の締結について
- 第24 議案第41号 農業集落排水施設機器更新工事請負契約の締結について
- 第25 議案第36号 訓子府町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第26 議案第34号 令和5年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）について
- 第27 議案第35号 令和5年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第28 一般質問

○出席議員（10名）

1番	山田日出夫君	2番	渡邊智大君
3番	西森信夫君	4番	吉野美香君
6番	村口鉄哉君	7番	谷口武彦君
8番	余湖龍三君	9番	大野良弘君
10番	泉愉美君	11番	北川克良君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	伊田彰君
副町長	森谷清和君
総務課長	硯見康之君
企画財政課長	篠田康行君
町民課長・元気なまちづくり推進室長・会計管理者	坂井毅史君
福祉保健課長	今田朝幸君
福祉保健課長補佐	関口好子君
農林商工課長	大里孝生君
建設課長	荒沢直樹君
建設課業務監	河端健君
上下水道課長	森田繁光君
教育委員会教育長	林秀貴君
管理課長・子ども未来課長	
社会教育課長・図書館長	高橋治君
社会教育課長補佐	佐藤貴裕君
子ども未来課長補佐	ト部恵司君
農業委員会事務局長	今田和則君
監査委員	平塚晴康君
農業委員会会長	細川孝雄君
選挙管理委員会委員長	森下直治君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局次長	小林央君
議会事務局書記	森谷勇君

◎開会の宣告

- 議長（山田日出夫君） 皆さん、おはようございます。
定刻になりました。
ただいまから、令和5年第2回訓子府町議会定例会を開会いたします。
本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。
なお、本庄企画財政課業務監から本定例会中、欠席する旨の報告がありました。

◎開議の宣告

- 議長（山田日出夫君） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりです。

◎諸般の報告

- 議長（山田日出夫君） 日程に入るに先立ち、事務局次長に諸般の報告をさせます。
○議会事務局次長（小林 央君） 本定例会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。
なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が23件、報告が2件であります。
また、議会における選挙が1件、議長からの報告が2件、所管事務調査に関する議決が1件、さらに議員の派遣についての議決が1件でございます。
以上でございます。
○議長（山田日出夫君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（山田日出夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、2番、渡邊智大議員、3番、西森信夫議員、4番、吉野美香議員、6番、村口鉄哉議員を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（山田日出夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から6月22日までの3日間といたしたいと思っております。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- 議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。
よって、会期は3日間と決定しました。
議場の皆さん、議員、説明員に申し上げます。
事前に皆さまにお知らせしてありますとおり、議場においてもナチュラル・ビズ・スタイルの実施ということになりますので、9月30日までの間、ノーネクタイ、また、上着の着用は自由ということで進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

これから先は、上着を脱いでいただいても結構です。

◎行政報告

○議長（山田日出夫君） 日程第3、伊田町長から行政報告があります。この際、発言を許します。

町長。

○町長（伊田 彰君） ただいま、議長から行政報告のお許しをいただきました。その前に今定例町議会招集のご挨拶を申し上げます。

本日第2回定例町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

本定例町議会開会にあたり提案しております概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、人事案件についてでございます。

識見を有する監査委員1名が本年7月16日をもちまして任期満了となりますことから、この監査委員の選任にご同意をいただきたく提案をさせていただきます。

また、現在の農業委員の任期が本年7月19日で満了となりますので、農業委員の任命にご同意いただきたく、14名分の議案を提出させていただきます。

次に、補正予算であります。

はじめに、一般会計でございますが、本年は統一地方選挙の年であり、本年度の当初予算は骨格予算となっております。今定例会では政策的な予算を中心に5億1,680万5千円を追加し、補正後の一般会計予算総額を50億1,085万3千円とするこの提案をさせていただきます。

介護保険特別会計では、前年度繰越金を国庫支出金等返還金に充てることなどから4,425万1千円を追加補正し、補正後の介護保険特別会計の予算総額を6億7,185万1千円とすることを提案させていただきます。

次に、条例の制定でございます。

子どもの医療費の無償化を18歳まで拡大するため、訓子府町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案させていただきます。

次に、財産の取得、請負契約の締結でございます。

ロータリー除雪車更新事業、スクールバス更新事業、ごみ収集車購入事業による財産の取得と大谷導水管更新工事請負契約の締結および農業集落排水施設機器更新工事請負契約の締結についての提案をさせていただきます。

次に、報告でございます。

令和4年度予算のうち各災害復旧などの事業予算について、令和5年度に繰り越すことをご決定いただいておりますが、その繰越明許費繰越計算書の報告、訓子府町ふるさとおもいやり寄付条例に基づき、令和4年度における寄付金などの運用状況の報告をさせていただきます。

以上、議案23件、報告2件の詳細につきましては、人事案件を除き、各担当課長等から説明させますので、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。第2回定例町議会招集のご挨拶とさせていただきます。

続きまして、お手元に配布させていただきました行政報告を申し上げます。

企業版ふるさと納税について。

企業版ふるさと納税の制度を活用した寄付金がありましたのでご報告申し上げます。

令和4年度中に11の企業から「本町の地方創生の取り組みに活用してほしい」と980万円のご寄付がございました。

寄付対象事業ごとの件数と寄付金額は「力強い産業としごとを創る事業」に8件900万円、「安心して子どもを産み、育てることができる環境を創る事業」に1件50万円、「健康で安心して住み続けることができる環境と人のながれを創る事業」に2件30万円となっております。

ご寄付を賜りました11の企業からのご厚志に心から感謝を申し上げるところでございます。

○議長（山田日出夫君） ただいま1件の行政報告がございました。若干の時間、質疑することを許したいと思います。質疑は1人2回に制限いたします。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） ご質疑がないと認めますので、以上をもって行政報告を終了いたします。

◎町政執行方針、教育行政執行方針

○議長（山田日出夫君） 日程第4、伊田町長から町政執行方針、林教育長から教育行政執行方針がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（伊田 彰君） 令和5年度 町政執行方針。

本定例町議会において政策予算を提案させていただくにあたり、私が今期掲げる六つの政策と緊急的な課題への対応、また、第6次総合計画に基づく本年度の主な施策を申し上げ、町民の皆さまと町議会議員の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は「今こそ心の時代、人を思う心、人によりそう心、人を支える心 誰一人取り残さないまちづくり」をスローガンに掲げ、厳しい選挙戦を経て町民の皆さまから、町長としての責務を負う信託を賜りました。

菊池町政16年の後を任され、その責任と使命の重さを感じ、身の引き締まる思いであり、「みんなで創るくねっぷの未来」への歩みを先頭に立って歩くため、基本的方針である「くねっぷを守る6つの政策」と町民の皆さんと緊急的に実施する5つの約束を施策の中心として、町政執行にあたってまいります。

はじめに、町政執行に臨む基本姿勢を申し上げます。

先ほども申し上げたとおり、私は「くねっぷを守る6つの政策」を基本的方針として、皆さまのご理解、ご協力をいただきながら、全力で町政運営にあたってまいります。

「くねっぷを守る6つ政策」の一つ目は「暮らしを守る」であります。

新型コロナウイルス感染症は感染症法上の2類相当から5類へ移行され、ウィズコロナ政策のもとで消費や設備への投資などが緩やかに回復傾向を見せておりますが、ロシアの

ウクライナ侵攻に端を発するエネルギー情勢をはじめとした原材料価格の高騰、また、円安による輸入物価上昇により、国内物価が著しく高騰しており、家計やさまざまな業種の経営などに大きな影響を与えております。このため、私は5つの約束の1つであります「町民が苦しむ物価の高騰対策支援」を緊急的に進めてまいります。

また、高齢者の生きがいつくりや、介護・医療の充実、特別養護老人ホーム等の運営費助成や施設の長寿命化の検討を進めるなど福祉施策を進めるとともに、民間賃貸住宅建設の支援、高規格救急自動車の導入を進めるなど、町民の皆さまが楽しく安心して住み続けられるまち訓子府を作ってまいります。

二つ目は、「農業を守る」であります。

特に喫緊の課題となっており、5つの約束の1つでもあげさせていただいております「酪農飼料、畑作肥料などの切迫した農業生産資材高騰に対応する支援」につきましては、飼料高騰対策を講じるとともに、きたみらい農協をはじめとした農業関係団体との連携を強化しながら、国・道に対して強く支援を要請してまいります。

また、農地保全と生産性向上をはかるため、農業基盤整備の促進と次期計画の検討を進めてまいります。

このほか、自動操舵トラクター導入を始めとした環境負荷低減事業や明渠排水の整備検討など、本町の基幹産業である農業を守り、さらに持続的に発展していくよう努めてまいります。

三つ目は「経済を守る」であります。

訓子府町商工会との連携を密にしながら、店舗改修や新規出店等の支援をはじめ、商店街の振興を積極的に進めてまいります。

また、仮称ですが「まちづくり株式会社」を設立し、特産物販売の振興やふるさと納税の増額を地域おこし協力隊制度などを活用しながら進めてまいります。

さらには民有林整備や町有林施業計画に基づく整備、二酸化炭素排出量削減のため地産地消ができるJクレジットシステムの構築を図ってまいります。

四つ目は「子どもを守る」でございます。

まずは、5つの約束の1つとしております「保育料の完全無償化」これにつきましては、令和6年度当初の実施に向け、制度設計を進めてまいります。

親の経済状況により、子どもたちの教育の機会が奪われることがないように、ひとり親家庭等へ子育て世帯生活支援特別給付金を早急に支給できるよう着手させていただいているほか、中学生まで助成している子ども医療費助成事業を高校生まで拡充してまいります。さらには町になくってはならない訓子府高等学校の支援策を教育委員会や北海道訓子府高等学校教育振興会議と連携しながら、継続実施してまいります。

将来的な訓子府町の義務教育施設のあり方を考えるため、訓子府小学校施設整備や図書館整備などの施設整備計画についての検討を進めてまいります。

五つ目は「声に応える」であります。

町民皆さまの声に応えることができるよう、前町政でも広聴効果の高かった夜間町長室を継続実施するとともに、オンライン町長室の開設や階層別のタウンミーティングなど、町民の皆さんと向き合える場を増やしてまいります。

また、自治体デジタル改革を進め、事務効率を向上させ、職員一人一人が町民と向き合

い寄り添う役場づくりを進めます。さらに地域課題、特定課題に柔軟に対応できる組織改編にも取り組んでまいります。

最後に、六つ目の「自然災害から守る」でございます。

五つの約束の1つであります「昨年被災した道路、河川の復旧」を早急に着手してまいります。

河川の道路横断箇所浸水防止対策をはじめとした河川流域全体での整備方針の策定や、地域、河川別掘削機械等配置システムを構築するなど、安心して生活、営農ができる河川環境整備に努めてまいります。

また、地域などから要望のあります25路線の道路側溝改修を計画的に進めてまいります。

最後に、近年の平均気温の上昇や頻発する大雨が、大規模災害の発生や農畜産物の品質低下を招くなど、すでに気候変動問題は私たちの生活基盤を脅かす身近な問題となっております。問題の根幹をなしている温室効果ガスの排出量をできる限り抑制し、子どもたちの未来のために持続可能な社会を実現するため、訓子府町は「2050ゼロカーボンシティ」を目指し「カーボンニュートラル」の実現に向けて町民・事業者の皆さまと協力しながら、脱炭素のまちづくりに向けた施策に取り組んでまいります。

令和5年度のまちづくりについてでございます。

私の町づくりの目標実現に向けた主な施策の推進について、第6次訓子府町総合計画の7つの将来目標に沿って申し上げます。

将来目標の1点目につきましては「安心して『子ども』を産み、育てられるまちづくり」についてであります。

現在、わが国は「世界で最もこどもが少なく、高齢者が多い国」「世界一の少子高齢社会」となっております。昨年度の本町の出生数は16人と近年続いていた20人台を大きく下回り、今後も同様の傾向が続くことが予想されます。少子化には「これさえすれば間違いない」というような特効薬はありません。個々の支援策を体系化しながら総合的な子育て支援策を確立することが必要となります。本町においては、誰もが安心して子どもを産み、育児ができる支援や体制の充実を図り、「子育てするなら訓子府」という町の魅力を発信し、若い世代が本町で暮らし、子どもを産み育てたいと思うことができる町づくりに努めてまいります。

本年度も幼児教育・保育の無償化などの保護者の経済的負担の軽減や、保育教諭や特別な支援を要する園児のための支援員配置と職員の研修の充実を図るとともに、大きな効果を上げている保育ICTシステム「コドモン」の継続利用により、保育教諭の業務効率化、教諭と保護者との密接な連絡体制の構築、情報発信等を進めてまいります。

また、近年社会問題となった、スクールバスでの幼児置き去り事件に対応するため、スクールバスへの置き去り防止装置を設置し、万全の安全確保に努めてまいります。

子育て支援・子育て支援センター・児童センターにつきましては、「ともに支え合い、安心して子育て、元気に子育てができるまち」を基本理念とした「第2期訓子府町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域全体で子どもや子育て家庭を支援し、安心して子育てができる環境の整備に努めてまいります。

子どもを持ちたい方への特定不妊・不育症治療費助成事業、妊産婦一般健診などの経済

的支援や産後ケア事業を継続し、出産後の不安解消を図ってまいります。また新たに、低所得の妊婦への初回産科受診料の助成や妊娠届出時と出産届出時に出産子育て応援給付金を支給するとともに、妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援を進めてまいります。

乳児・育児期には、乳幼児健康診査等検査費の助成を継続するほか、新たに3歳児健診用の視覚検査屈折検査機器を購入し、目の異常の早期発見、早期治療につなげ小児の弱視の防止につなげてまいります。また、離乳食教室など月齢に応じた各種教室・健康相談の開催、定期予防接種をはじめとしたインフルエンザ、おたふくかぜの任意予防接種費用への助成、フッ素塗布などの子ども歯科保健事業を引き続き実施してまいります。

子育て支援センター「ひだまり」では、乳幼児期の保護者と子どもの交流の場として、各種行事や講座の開催、託児など一時預かり事業の実施などにより妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援に努めてまいります。

「子育て世代包括支援センター」では、各担当部署が連携し、妊娠初期からそれぞれの段階に応じたサービスや情報提供、助言などを通じ、乳幼児から学童に至る子育て不安の解消を図ってまいります。

放課後児童対策につきましては、保護者の就労形態の多様化に対応した支援体制の充実や児童センター、放課後子ども教室、みつばちクラブ運営支援など子どもたちの放課後生活の支援に取り組んでまいります。

就学前の発達に関し支援が必要な子ども・家庭が利用する北見市子ども総合支援センターきらりへの通園費助成をはじめ、美幌療育病院専門職による年中児健康相談や子育て支援センター、認定こども園、小中学校での発達支援事業、障害児自立支援事業などにより早期発見、療育につなげてまいります。

また、ひとり親家庭等への医療費助成、未熟児養育医療費の助成、さらにはこども医療費の無償化を高校生までに拡大し、子どもの医療および発達支援対策の充実に努めてまいります。

将来目標の2点目は、「強い『産業』で活力を生み出すまちづくり」についてであります。

地方の経済状況については、3年以上にわたるコロナ禍が終息に向かい始めており、コロナ前の消費活動に戻る兆候を示しておりますが、ロシアのウクライナ侵攻に端を発したエネルギー料金の高騰や生産資材の高騰による影響は地方にも及んでおり、非常に厳しい状況にあります。町の活力を生み出し、持続的に発展していくためには、経済活動の基盤となる産業の振興は、重要な政策の柱であります。

特に基幹産業の農業では、国はロシアのウクライナ侵攻を背景とした食糧安全保障問題対策などを「食料・農業農村基本法」の見直しで議論、一昨年策定された「みどりの食料システム戦略」の加速化、デジタル田園都市国家構想総合戦略の下、デジタルトランスフォーメーションによる「スマート農業」を強力に推進するなど、施策の大きな転換期を迎えております。

本町においても、これら国の施策を活用しながら、きたみらい農業協同組合を始めとした関係団体と緊密な連携を図り、各種施策に取り組み、将来に向けた農業基盤の構築に取り組んでまいります。

また、コロナ禍により大きく疲弊した飲食店をはじめとした町内事業者の皆さまに寄り添う支援を商工会等と連携しながら進めてまいります。

本町の農業政策の中心を成している農業基盤整備事業については、5地区の事業を継続してまいります。

本年は、山林川地区では排水改良を継続、訓子府川南地区では区画整理などの面工事や永井の沢排水路の整備、訓子府北東地区では穂波川改修等と区画整理などの面工事を、中央一期地区、二期地区では用水路工事、リールマシンの導入などに取り組んでまいります。さらに、次期農業基盤整備計画の検討を進めてまいります。

また、昨年6月19日の豪雨により被災した新井山川について、農業水路等長寿命化・防災減災事業として令和4年度に引き続き本年度は耕作橋設置工事を進めてまいります。

また、農業経営基盤強化促進法の改正により、将来の地域の農業のあり方について、農業者や農業委員会、農協等関係機関と協議しながら令和7年度末に向け「地域計画（人・農地プラン）」の策定に着手してまいります。

スマート農業の推進にあたっては、スマート農業利用推進事業として、作業の省力化・効率化やほ場の土壌管理等の観点からドローンの免許資格取得費用の補助を実施してまいります。

全国的な農業者の減少や高齢化問題については、本町においても同様であり、基幹産業である農業を将来的に持続していくためにも、農家後継者の確保と就農者の経営能力育成は継続して実施すべき重要な施策であります。そのため、経営継承・発展支援事業として、経営を継承した後継者への経済的支援をしてまいります。

一方、新規就農者等支援条例に基づく認定新規就農者への支援・助成、国の制度を活用した農業次世代人材投資資金による就農初期段階の支援などの担い手確保を継続して推進してまいります。

本年度は、農業後継者育成事業として、訓子府町種子馬鈴薯耕作組合の海外研修に補助をしてまいります。

くねっふ農業未来づくり試験事業では、北見農業試験場と農業後継者等との連携による玉ネギの早期出荷に向けた品質向上技術の研究開発、北海道大学サテライト活動による生産者と研究者の交流、担い手の消費者交流や研修参加経費を助成する農業担い手育成事業を継続して実施してまいります。

また、コロナ禍で停滞した担い手相談員と協力員を配置しての農業後継者配偶者対策、酪農実習生受入推進事業や農業実習生の受け入れなどにも取り組んでまいります。

農業経営の近代化と効率化では、麦作振興会におけるコンバインの更新・導入のための整備資金、農業経営基盤強化資金、異常気象対策資金等への利子補給や畑作物の直接支払交付金等経営所得安定対策を継続してまいります。

畜産経営の効率化。

令和5年度では、まず、喫緊の課題である飼料価格の高騰に対し、生産者に対する国のコスト上昇分の一部補填に、きたみらい農協と協力しながら、上乘せの補助を実施してまいります。

安定的な飼料供給に資するため、牧草地の更新、デントコーンの増反に対して種子代の補助を実施してまいります。

公社営畜産担い手育成総合整備事業として、酪農家の草地整備改良を実施してまいります。さらに家畜資質改善対策事業、家畜伝染病予防対策としての畜産環境整備事業のほか、

酪農ヘルパー事業などによる労働環境改善、労働力確保などを継続して支援をしております。

共同利用模範牧場に関しては、倒壊した飼料槽を撤去した上で、新規柵と日除け屋根を設置し、電気設備の更新・妊娠鑑定舎の照明設置等を実施し、施設の適正維持に努めるとともに、入牧牛の飼養管理に努め、入牧頭数の確保による運営の安定化に努めてまいります。

魅力ある農業と理解される農業の確立。

新たに、訓子府ブランドである「くんねっぷメロン」を守るため、訓子府町メロン振興会に対し種子代や広告費などに対して支援をしております。

農産物の加工品開発・販売等の6次産業化、ふるさと納税の返礼品としての採用など農業と連携した取り組みを支援、発展させてまいります。

一方では、きたみらい農業協同組合と連携した、シストセンチュウ対策として、小麦コンバイン洗浄機導入への助成、クリーン農業推進のための農業振興対策事業、作物の品質向上や肥料・薬剤の効果を試験ほ場で実証する農業技術対策事業、農業者による農地および用排水路等の基礎的保全や農村環境保全などを行う集落営農活動支援事業などに対する助成、農業交流センターを活用した地域加工グループの取り組みや加工技術の向上を目的とした講習など魅力ある取り組みに対して支援をしております。

食害や踏害など農作物に深刻な被害を与える有害鳥獣対策では、猟友会の協力を得て猟銃による駆除、くくりわなの貸出しによる駆除の実施、エゾシカ駆除報償金の引き上げのほか、狩猟免許取得者への助成による担い手の確保、適正な^{ざんし}残滓処理に取り組んでまいります。

森を守り育てるであります。

新たに、一般民有林のうち、木材生産のために「特に効率的な施業が可能な森林」で実施する保育間伐に対して、国・道とともに補助を進めます。

森林環境保全整備事業では、補助対象とならない一般民有林の搬出間伐に対する支援や、一般民有林の人工造林、除間伐に対し補助を行う民有林振興事業、森林組合への民有林育成指導事業に対する支援も継続してまいります。

町の貴重な財産であります町有林につきましては、将来を見据えた適正な管理を実現していくため、町有林野経営審議会などの専門的な意見とあわせ、^{えすじえつく}SGEC森林認証の規定に基づき林道専用道常盤線開通工事とあわせて持続可能な森林経営を推進してまいります。

商工観光の活性化でございます。

人口減少や空き店舗の散見、業績低迷、経営者の高齢化などにあわせ、コロナ禍により町内の商業は非常に厳しい状況が続いております。

令和5年度も、新たに営業を行う事業者や第2創業に挑戦する事業者の店舗購入または新築、空き店舗の再活用に係る改装などに要する経費を補助する店舗出店等支援事業、既存店舗の改修に要する経費の一部を助成する店舗改修事業などの空き店舗対策を継続してまいります。

厳しい環境が続く小売商業およびサービス業ですが、商工会を通じた商業振興策に取り組むため、引き続き商工会活動の支援を行います。特に、令和5年度は、商工会が新たに取り組む新ポイントカード事業に支援を行ってまいります。

また、町内における住宅の改修工事や住宅設備の整備を推進する住環境リフォーム促進事業を継続し、商店街の活性化と商工業者の受注機会の拡大を図ってまいります。

商工業就労助成事業、商工業後継者育成助成事業を継続し、後継者の確保をするなど商工業後継者対策を行い、中小企業特別融資運用基金貸付事業と利子補給、町内企業との情報交換などにより、企業、事業所の存置対策にも取り組んでまいります。

また、機会あるごとに特産品の紹介や町のイメージキャラクターである「めろねっぷ」と「たまねっぷ」を活用した町のPRやイメージアップにも取り組んでまいります。

町民の皆さまから要望の多いドラッグストア等の誘致について、事業者への要請をしてまいります。

将来目標の3点目は「いつまでも『健康』に暮らせるまちづくり」についてでございます。

乳幼児期から高齢期までの健康づくりに取り組み、住み慣れた地域で生涯にわたり健やかで活躍し続けることができる医療、介護、保健福祉の充実したまちづくりを進めます。

新型コロナウイルス感染症。

発生から3年以上経過し今もなお、世界中で感染者が発生している新型コロナウイルス感染症については、国のワクチン接種事業に歩調を合わせながら、国、北海道、医療機関と連携した接種体制を構築してまいります。

一昨年スタートした第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、住み慣れた地域で日常生活を営むことができるように地域の特性に応じた医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの提供を可能にする仕組みづくりを推進してまいります。

「認知症初期集中支援チーム」では北見赤十字病院と連携し、認知症の早期発見・早期対応、高齢者の悩みや困りごとを解決するため「生活支援コーディネーター」を社会福祉協議会に委託配置するとともに、地域での支え合いの具体化を話し合う「協議体」活動を促進してまいります。

在宅の高齢者に対しましては、訪問介護支援および居宅介護支援事業を行う社会福祉協議会に対する収支補填、災害弱者緊急通報装置の設置、ショートステイサービス、ホームヘルプサービス、愛の声かけ訪問、移送サービス、除雪サービス、配食サービス、老人クラブ連合会による訪問サービス、GPS端末購入費を助成する認知症高齢者等対策事業、高齢者住宅改造費助成、紙おむつ等の購入助成を受けている方への指定ごみ袋無償配布事業などの高齢者在宅福祉サービス事業、地域包括支援センターにおける相談体制の充実および高齢者の生活機能の維持・向上、自立支援を目的とした地域リハビリテーション活動支援事業、自主活動による「いきいき百歳体操」の支援など、介護予防事業を引き続き実施してまいります。

また、定住自立圏で構成する北見地域成年後見中核センターと密接に連携し、認知症や障がい等の理由で判断能力が不十分な方の保護や支援する体制づくりを構築していきます。

高齢者の生きがいと自立促進に向けては、社会福祉協議会と連携したボランティア活動、老人クラブの支援や高齢者の積極的な社会参加促進に取り組むとともに、高齢者を敬愛し、長寿を祝う場として敬老祭を開催してまいります。また、各地域において自主的に行われている交流の場づくりなどの取り組みに対して今後とも支援、協力してまいります。

収支不足が続いている特別養護老人ホーム「静寿園」は、住み慣れた地域で介護サービ

スを受けながら安心して生活を送ることができるよう、運営する「訓子府福祉会」への支援を継続するとともに、訓子府福祉会と連携し、建物の長寿命化に向けた検討を進めてまいります。

町の中核的福祉団体である社会福祉協議会の運営に対する支援、民生委員児童委員協議会や保護司会の活動支援、このほか広域の福祉団体の活動や運営に対する助成を継続し、地域全体で福祉活動が展開され、共に支え合う地域福祉環境が充実する町づくりに努めてまいります。

住み慣れた町で自分らしい暮らしを人生の最後まで送るためには、健康の保持が特に重要となります。

町民の健康づくりや保健事業は、11月に健康月間として月間チャレンジ事業での運動講座や健康講演会を開催するほか、町民健診、後期高齢者健診、各種検診、がんの早期発見と早期治療につながるPET-CTがん検診の助成、高齢者インフルエンザ予防接種や成人用肺炎球菌予防接種のほか、国と連携した追加の風しんの抗体検査など感染症予防対策に取り組んでまいります。

医療に関しましては、地元医療機関と連携した事業展開、休日における救急医療体制の確保、また、精神疾患、人工透析患者などの特定疾患患者の通院や訪問看護利用に係る交通費助成など継続してまいります。

国民健康保険事業は、医療保険制度の周知や脳ドックの助成、特定健診の受診率向上に向けた受診勧奨に積極的に取り組むとともに、独自健診・保健指導を実施してまいります。

障がい者福祉に関しましては、住み慣れた場所で可能な限り必要な支援が受けられ、社会参加の機会の確保など、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会を目指した障害者総合支援法に基づき、自立支援サービス事業と地域生活支援事業の実施に努めてまいります。

北見地域基幹相談支援センターとの連携を密にし、障がいのある方の高齢化、重度化や親亡き後を見据えたさまざまな支援を切れ目なく提供できる体制づくりを進めてまいります。

町独自の事業である障害者外出支援サービス、配食サービス、除雪サービス、重度身体障害者交通費助成、障がい者グループホーム「もりの風」の運営支援など、障がい者福祉の充実にも努めてまいります。また、本年度から、就労支援NPO法人の「きらきら本舗」に対する運営支援を進めてまいります。

将来目標の4点目は、「きめ細やかな『教育』で豊かな心と健やかな体を育むまちづくり」についてであります。

本年も「第2期訓子府町教育大綱」に基づき教育委員会と密接に連携しながら、多様化する課題の解決と特色ある教育の形成にも配慮し、「教育の町・くんねっぷ」にふさわしい町づくりに取り組んでまいります。

学校教育では、確かな学力の育成のため、小中学校に町単独の臨時講師および特別教育支援員を配置するとともに、語学指導助手によるこども園から小中学校、さらには、訓子府高等学校までの英語教育の実践的学習に取り組んでまいります。

また、「GIGAスクール構想」により教育環境のICTが充実したことから、令和5年度も情報化社会に対応できる情報教育に努めてまいります。

そのほか、生徒指導や教職員研修の推進、特別支援教育の充実を図るため教育振興事業交付金を継続するほか、教科用教材等の整備、充実を図ってまいります。

豊かな心と健やかな体の育成に向けて、児童生徒の健康診断や検診、小学校におけるフッ化物洗口の実施などを継続して取り組んでまいります。

コミュニティ・スクール担当、学校教育担当の2名の教育専門員の配置や学校運営協議会、地域学校協働活動などを通じた認定こども園から訓子府高等学校までが一体となった子どもたちの学びや成長を支える特色あるコミュニティ・スクール活動、ふるさと教育「くんねっぶ学」を推進してまいります。

訓子府小学校は老朽化により危険のある2階教室の照明器具や使用に支障がある各教室の黒板などの修繕を実施、居武士小学校では児童玄関の修繕や劣化した鉄棒等の更新などの各学校施設の維持管理や補修など快適で安心して学べる環境づくりに努めてまいります。また、老朽化が進む義務教育施設の将来的なあり方について、検討を始めてまいります。

就学機会の均等を図るため、要保護・準要保護児童生徒就学援助、特別支援教育就学奨励、就学後における発達に関わる相談・指導事業を継続して取り組んでまいります。

奨学資金貸付制度を継続し、家庭の経済的事情に関わらず夢に向かって頑張ることができる環境の充実にも努めてまいります。

訓子府高等学校は、オホーツク中学区再編の動きがある中、町の支援策が入学者確保の一助となっていることから、令和5年度も全力を挙げて支援に取り組んでまいります。特に令和4年度から開始した訓子府高等学校への通学が困難な区域の生徒を対象にした通学バスについては利用者の増により1台体制から2台体制へと増台してまいります。さらに、地域とともにある学校づくりを進め、訓子府高等学校、訓子府高等学校教育振興会議や同窓会など地域が一体となって入学者確保に向けた学校の魅力発信等と、給食の提供、入学準備・修学旅行助成や資格取得補助、通学費助成などを継続し町全体での支援を進めてまいります。

「すこやかな心と体で『ちょっといいね!』」を基本理念とする「第2期社会教育中期計画」に基づき青少年教育では、体験活動の充実やみつばちクラブの運営支援、子ども会活動の推進、スポーツ少年団の育成、4Hクラブや青年団体連絡協議会の活動支援に取り組んでまいります。

成人教育では、くんねっぶの未来づくり大会、公民館講座、くんねっぶ巡回講座など多様な学びを支援し、はぐくみ講座の開催、若がえり学級を通じた高齢者の学習支援に取り組んでまいります。

社会教育活動の活性化などを図るため、社会教育委員の研修やスポーツ指導者などの養成、各種団体・サークルの活動支援や交流促進、産業後継者教育に取り組んでまいります。

文化芸術につきましては、令和4年度で一区切りを迎えた、武蔵野美術大学と連携したアート・タウン・プロジェクトについては「ちょっといいね!アートなまちプロジェクト」として、町民提案・要望型のプログラムを実施し、ワークショップや体験型プログラムを実施してまいります。文化芸術に親しむ機会として、音楽の広場、秋の文化祭なども継続して開催し、文化連盟に対する支援も引き続き行ってまいります。

また、令和5年度は東京の劇団を招へいし「町民芸術劇場」による演劇公演を実施してまいります。

公民館については、非常用照明器具、排煙窓、自動ドア、変圧器等、老朽化により修繕の箇所が多いことから、早急に実施すべき修繕を中心に行い、長寿命化を図ってまいります。また、歴史館においても旧庁舎時代のトタン製の下屋屋根のふき替えを行います。

図書館については、読書活動推進計画に基づいた図書の内容充実を図るなど、利用促進に努めてまいります。

また、小中学校へ図書館司書を継続して派遣するとともに、学校図書室の運営と読書活動の支援を充実させるほか、ブックスタート、絵本セット貸出、子どもの読書活動セミナーの開催、放課後図書館クラブ、図書の宅配、高齢者への読み聞かせ、お試し日曜開館など、子どもから大人まで生涯にわたって、誰もが読書を楽しめる環境づくりを推進してまいります。

一方、整備基本計画策定から8年が経過する図書館建設に向けた検討を進めてまいります。

スポーツセンターにつきましては、スポーツと健康づくりの拠点としてスポーツインストラクターの配置を継続し、子どもから高齢者までいつでも気軽に楽しく利用できる施設運営に努めてまいります。また、令和5年度は新たに北海道の事業を活用したプロスポーツ交流事業を開催してまいります。

温水プールについては、ろ過機のろ材更新や採暖室の電気暖房修繕、屋外体育施設ではパークゴルフ場のエアレーションや土壌改良等芝生の再生補修を実施し、施設機能保持と利用者に配慮した適正な管理に努め、各種大会の開催など、町内外の人たちの利用促進にも努めてまいります。

将来目標の5点目は、「みんなが快適に暮らせる『基盤』を整えるまちづくり」についてであります。

社会資本整備は、町民の日常生活や経済活動を支える重要な施策のひとつであります。

道路、橋梁、河川、上水道、下水道、町営住宅、廃棄物処理施設などの多くの設備は経年劣化しているため長寿命化修繕と良好な維持管理を実施し、生活環境、経済環境の維持に努めてまいります。

定住促進・関係人口についてであります。

本町の住宅は持ち家と町営住宅が多くを占める現状にあります。特に公的借家である町営住宅は、令和2年度に改正した「訓子府町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、幸栄団地で1棟4戸の居住性向上の長寿命化改修を実施してまいります。持ち家対策としましては、定住や移住を希望される方に空き家情報を提供する空き家バンク制度と空き家購入やリフォーム費用に対し助成支援する空き家活用定住対策補助や不良空き住宅等除却費の支援助成事業を拡充してまいります。

令和5年度の道路整備については、末広緑丘線の舗装修繕を継続実施するとともに、新たに南13線についても舗装修繕を実施してまいります。また、南10線や桜ヶ丘線、西27号線の補修修繕や区画線補修、側溝修繕など道路維持事業を実施し安心できる道路管理に努めてまいります。

また、町道除排雪事業では、導入から30年が経過した除雪用の大型ロータリーを更新し、除雪における住民サービスの充実を図ってまいります。高齢者世帯置き雪除雪事業を継続実施してまいるとともに、橋りょう整備では、まず、令和3・4年に実施した橋梁点

検に基づく99橋の橋梁長寿命化修繕計画を策定し橋梁の長寿命化を図ってまいります。令和5年度は昨年実施設計をした稲穂橋、西17号線橋、永富橋の橋梁長寿命化修繕工事を実施してまいります。また、酒谷橋、豊栄橋、西之橋、緑橋の4橋の詳細設計を実施してまいります。

河川につきましては、山林川を道営水利施設整備事業、穂波川は道営水利施設等保全高度化事業による整備を継続し酒谷川、山林川の護岸補修や永井の沢川の土砂溜め柵の設置など河川の維持管理に努めてまいります。

オロムシ川およびポンケトナイ川の河川改修工事の早期完成、訓子府川の駒樋門新設のほか、長年被災が続く紅葉川は国営事業による着工に向け引き続き関係機関に粘り強く要請し、災害の未然防止や減災対策を図ってまいります。

水道事業につきましては、道営訓子府川南地区水利施設等保全高度化事業を活用し、豊坂、清住区域の営農飲雑用水整備のうち3,400メートルの配水管整備を実施、また、大谷水系導水管1,300メートルの更新を実施してまいります。北2条線、道々北見白糠線の老朽管更新事業の継続のほか、北栄・緑丘ポンプ場のポンプ更新を実施してまいります。

計画的に老朽管路更新を進め、安全、安心な水道水供給に向けた維持管理に努めてまいります。

下水道につきましては、訓子府町農業集落排水管理センターの強靱化事業設備機器更新を継続し、施設の長寿命化と機能強化を図ります。

また、令和6年の企業会計導入に向けた地方公営企業法適用事業に取り組んでまいります。

実践会地区での個別排水処理浄化槽の設置による水洗化の普及促進を継続し、各施設を良好に維持管理し、快適な生活環境整備に努めてまいります。

北海道横断自動車道は、端野・美幌高野間の早期完成、陸別・小利別間の早期整備と女満別空港・網走間、足寄・陸別間の早期着手など全線開通に向け国などに要請してまいります。

本町唯一の公共交通機関を運行する北海道北見バスに車両更新購入費を含めた地域間幹線系統確保維持事業費補助金を路線沿線の北見市、置戸町、陸別町と連携したなかで継続支援し、バス路線の維持、確保を図ってまいります。

また、地域、特に交通弱者である高齢者の足の確保対策としての高齢者ハイヤー利用サービス、路線バス高齢者利用支援事業、高校生等のバス通学定期運賃補助を継続してまいります。

ごみの減量化や再資源化、住民によるリサイクル運動の推進、廃棄物処理場の適正な管理、1市2町一般廃棄物広域処理、し尿処理体制の確保などを進めてまいります。また、葬斎場「清陵苑」は、2号炉設備の大規模改修を実施するなど、良好な維持管理により利用者の利便性の向上のほか、墓地の適正な管理と合葬墓の運営を継続してまいります。

将来目標の6点目は、「みんなの『安全・安心』を支えるまちづくり」についてであります。

昨年発生した局地的短時間豪雨に見られるように、昨今の気候変動により、今まででは起こり得なかったような自然災害により、甚大な被害を発生させております。

いつ襲ってくるかわからない災害に備え、安全、安心に暮らせる地域づくりを引き続き進めてまいります。

本年度は、第一に、昨年に引き続き被災箇所の1日も早い復旧に努めてまいります。

災害発生時には、モバイルアプリケーションいわゆる「ライン」を用いた通報システムを構築し、迅速な被災箇所の把握に努めてまいります。

災害発生初期の、自助、共助などを町全体で進めていくため、自主防災組織の設立、育成などを通じた住民の防災意識の向上のほか常呂川雨量観測所や簡易水位計を用い、関係機関との緊密な連携を図りながら町民への迅速な情報提供を進め、地域防災力の強化を図ってまいります。

本年度においても、交通安全協会、交通安全推進委員会と連携するとともに、交通安全指導員をはじめ、地域の協力も得ながら、定例および期別の街頭啓発、各学校等における安全教室の実施など交通安全意識の向上と町道南8線と町道相内線のゼブラライン整備、農道南7線と西21号線の「止まれ看板設置」、農道南7線と白糠線の「止まれ路面標示」など、交通安全施設の維持管理により今後も交通事故死ゼロが継続するよう努めてまいります。

令和2年度には、北海道警察の要請などにより防犯カメラを設置するなど、犯罪抑制に努めているところでありますが、全国的にも子どもたちを襲う悲惨な事件は後を絶たないことから、防犯協会、暴力追放推進協議会などの関係機関と連携し、犯罪の未然防止や暴力追放に引き続き取り組んでまいります。

広域で連携する消費生活相談やトラブル防止に向けた啓発など、生活安全の確保にも努めてまいります。

将来目標の7点目は、『みんなの力で』暮らしやすいまちづくり」についてであります。

本年度はまず、令和7年度に稼働される、全国で共通化・標準化される自治体情報システム導入に向けた作業に着手いたします。

また、訓子府町公式ラインに各種事業予約システムなどの付加機能を付け、町民サービスの向上に努めてまいります。

まちづくり町民参加条例による意見、まちづくり推進会議からの提言、夜間町長室開放の継続のほか、オンライン町長室や階層別タウンミーティングなど新たな広聴活動を検討し、積極的に取り組んでまいります。

また、ホームページやフェイスブック、ツイッターなどのSNSを活用した積極的な行政情報の発信を継続し、さらに今年度は訓子府町公式ラインを開設し、情報発信や住民サービスにつなげてまいります。

町内会、実践会はまちづくりの基盤であり、自治会ごとに様々な取り組みを進めることができるよう、また、地域が一つになり活気あふれる豊かな地域づくりができるよう、引き続き支援するとともに、住民が主体的に取り組むまちづくり活動への支援も検討してまいります。

ふるさとおもいやり寄付制度につきましては、令和5年度も事業推進を図るとともに、適正な制度運用のもと、物産のPR、産業の振興、地域活性化を推進するため、事業者など関係者と連携を図りながら多様な取り組みに努めてまいります。

数年前からさまざまな活動の中心を担っている女性グループなど、活発化している活動

を見守りつつ、必要に応じ意見交換を行うなど、女性の社会参加促進にも努めてまいります。

姉妹町高知県津野町との交流については、昨年度から両町の商工会同士でお互いの特産品販売の検討がはじまるなど、行政以外の民間レベルでの交流に期待するとともに、人事交流、小学生の交換留学や文化交流も継続して実施してまいります。

行政運営につきましては、「第5次行政改革大綱」に基づく実施計画と「第6次訓子府町総合計画」後期重点プロジェクトを着実に実行し、将来にわたり持続可能な行財政運営を確立するため、町民参加と官民連携、各種事業の再構築、公共施設の長寿命化や更新のマネジメント、組織、業務の見直しなどを推進してまいります。

財政運営にあたっては、国や北海道などの財政支援制度等の有効な活用を図るとともに、基金運用の適正化と公債費の最適化に配慮した予算編成により、将来に過度な負担を残さない財源対策など財政の平準化を図ってまいります。

行政を担う職員の資質や能力向上は効率的、効果的な行政運営を推進するため必要であり、その成果を町政運営に反映させ、福祉の増進につなげることも重要な政策の一つであります。自治大学校への職員派遣など各種研修に積極的に参加させ、自治体職員としての知識や能力の向上に努めてまいります。

また、地域担当職員制度についても高齢者宅の訪問や地域行事への参加を通じて地域に学び、地域課題を共有し解決につなげる仕組みづくりも検討してまいります。

以上、私の基本姿勢と令和5年度の施策の一端を述べさせていただきました。

町民の皆さまならびに町議会議員の皆さまの一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、令和5年度の町政執行方針とさせていただきます。

○議長（山田日出夫君） ここで午前10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時44分

○議長（山田日出夫君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

日程第4、執行方針を継続いたします。

林教育長から教育行政執行方針がありますので、この際、発言を許します。

教育長。

○教育長（林 秀貴君） 令和5年度 教育行政執行方針。

令和5年第2回定例町議会の開会にあたり、訓子府町教育行政の執行に関わる主要な施策について申し上げ、町民の皆さまならびに町議会の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

新型コロナウイルスの感染拡大や国際紛争、物価高騰など、人々の生命や価値観、生活、行動、さらには経済や文化など社会全体に広範囲かつ多面的な影響を与え複雑で予測困難な時代となっています。

また、人口減少・少子高齢社会やグローバル化の進展など、我々を取り巻く環境はますます変化しており、人生100年時代の到来や超スマート社会（ソ サ エ テ ィ 5.0）の加速など、社会の大転換期を迎えています。

このような急激に変化する時代の中で、本町が将来にわたって持続可能な発展をしていくためには、さまざまな課題を自ら乗り越え、さまざまな人たちと協働して、新たな価値を作り出していく担い手を育むための教育の役割がますます重要となっているところです。

「教育は人づくり」の視点に立ち、誰もが安心して子育てできる環境づくりや、未来を担うすべての子どもたちが夢や希望を実現できるよう、また、誰もが生涯にわたって心豊かに健康で暮らしていける教育環境づくりに努めてまいります。

教育行政執行方針の基本的な考えについて申し上げます。

変化が激しく、先の見通せない時代を迎え、ますます複雑化、多様化する教育課題の解決のため、「第6次訓子府町総合計画」や「第2期訓子府町教育大綱」に基づき、「学校教育」「社会教育」「子育て支援・幼児教育」が連携を図り、未来を担う子どもたちが、生き生きと自分らしく成長できるよう、学校・家庭・地域の教育力を高め、世代に応じた文化・芸術・スポーツの環境をつくり、活力ある地域社会を形成することができる教育行政の推進に努めてまいります。

主要施策の推進について申し上げます。

はじめに、「学校教育」における取り組みについて申し上げます。

社会が大きく変化する中、子どもたちが着実に社会を切り拓いていくためには、自ら学び、考え、課題を発見して解決する「生きる力」を育むことが重要です。

そのため、学校教育においては、子どもたち一人一人ひとりの個性を生かし、必要な資質・能力を身に付けさせる学びの環境づくりに努めてまいります。また、コミュニティ・スクールにより、学校・家庭・地域が連携を図りながら、多様な体験活動を通して地域と一体となったふるさと教育「くんねっぷ学」を推進いたします。

さらに、就学前から義務教育まで一貫した教育体系の接続のために、本町の教育環境を生かしながら、子どもの発達や学びの連続性を高めた「訓子府スタイルの幼小中連携教育」の充実を図ってまいります。

(1) 確かな学力の育成については「確かな学力」の育成のためには、学習意欲を高め、発達段階に応じた基礎的・基本的な知識・技能の習得が必要であり、そのためには、ICTを効果的に活用しながら「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組んでまいります。また、町単独の臨時講師を配置し、授業でのチーム・ティーチングや習熟度別指導など、一人一人に応じたきめ細やかな指導体制を充実してまいります。

さらに、家庭と連携しながら、子どもたちの学習習慣の定着を図ってまいります。

子どもたちの情報活用能力を身に付けるために1人1台のタブレット端末を効果的に活用し、デジタルドリルや学習用ソフトなどを活用した授業展開を図るなど、ICT教育を推進してまいります。

また、情報機器によるトラブルの未然防止と使い方を含めたルールづくりのため、学校と家庭が連携した情報モラル教育の一層の充実を図ってまいります。

各学校での外国語授業の対応やコミュニケーション能力の向上を図るため、認定こども園と各小中学校、さらには、訓子府高等学校で語学指導助手を活用した英語教育の実践的学習を計画的に行ってまいります。

(2) 豊かな心と健やかな体の育成については、人間関係が希薄化・複雑化する中で、子どもたちが豊かな心や人間性を育み、心身ともに健やかに成長できるように、地域での

交流や文化・芸術活動などの多様な体験活動とあわせ、道徳教育の推進を図り「心の教育」や「健康教育」の充実に取り組んでまいります。

子どもにとって読書活動は、感性を磨き、創造力を高め、学習の基本となることから、引き続き図書館司書の派遣を継続し、学校図書館システムの活用を図り、各学校の担当教職員との連携を深め、学校図書室の環境整備と読書活動の推進に努めてまいります。

いじめ、不登校の問題については、「いじめ」「不登校」の手引きの活用やアンケート調査、教育相談の実施、日常的な指導と併せて、家庭や関係機関と連携を図りながら、未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでまいります。

子どもたちの心身ともに健やかな育ちを支えるため、創意工夫した体力・運動能力向上の取り組みを推進し、学校・家庭・地域が連携した運動機会の充実を図ってまいります。

子どもたちの健康保持のために、各種健康診断、フッ化物洗口などを実施するとともに、健康教育の充実を図りながら、疾病の防止や早期発見、基本的な生活習慣の定着に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症などへの対策を講じながら、安全・安心な学校教育活動に取り組んでまいります。

(3) 地域と連携した教育力の向上については、スポーツ活動や文化活動の部活動地域移行につきましては、関係団体や近隣自治体と連携を図りながら、本町の課題や地域の実情・意向なども踏まえて「訓子府スタイルの部活動のあり方」を検討してまいります。

子どもたちがふるさとに対する愛着と誇りを育み豊かな感性を持てるように、訓子府町の歴史や文化、産業や自然環境などの特性を生かしたふるさと教育「くんねっぷ学」を発達段階に応じた多様な体験活動として推進してまいります。

教職員一人一人が高い指導力と専門性の向上を図り授業改善に取り組んでいくための支援を行うとともに、教職員の働き方改革とあわせた職場環境づくりに努めてまいります。

(4) 学習環境の充実と安全教育の推進については、子どもたちが快適で安心して学べる良好な学習環境のため、学校施設や設備の適正な点検や維持管理に努めるとともに、老朽化が進んでいる各小中学校の近い将来に向けた施設整備のあり方について検討を進めてまいります。

本年度は経年劣化した訓子府小学校の教室照明器具修繕や黒板張り替え、遊具の修繕、居武士小学校の遊具更新や玄関タイルの修繕など行ってまいります。

自らの安全は自ら守るの視点に立ちながら、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、交通安全や防犯、防災などに関する教育活動を推進してまいります。

児童生徒の遠距離通学対策として、老朽化したスクールバスを1台更新する準備を進めるとともに、スクールバスへの「置き去り防止装置」を設置し安全で安定的な運行に努めてまいります。

(5) 開かれた学校づくりについては、地域の特色を生かした学校づくりのため、地域全体が学校の応援団となり子どもたちの成長を支えていくコミュニティ・スクールについては、地域資源や人材の活用を図り、認定こども園から小中学校、訓子府高等学校までが一体となった特色ある教育活動を行ってまいります。

(6) 食育事業の推進と魅力ある給食の提供については、地元農産物など地場産品の活用を通し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、地域の産業や食文化を学

ぶなど食の大切さを知る食育事業を推進してまいります。

物価高騰に伴う給食材料費の増額分については、給食費を値上げすることなく町から支援を行い、保護者の負担軽減を図ってまいります。

安全・安心な給食の提供のため、老朽化している給食センターの「食器洗浄機」更新を行うなど、適正な施設の維持管理に努め、衛生管理の徹底、異物混入防止、生活指導管理表に基づくアレルギー対応などの安全対策を図ってまいります。

(7) 学びのための教育環境の充実については、特別な支援を必要とする子どもたちに対して、学習面や学校生活を支えていくため、教職員の指導力の向上とともに、町単独の特別支援教育支援員の配置を継続し、切れ目のない支援の継続と発達や特性に応じたきめ細やかな対応を図ってまいります。

また、専門機関による「発達支援事業」を通じ、一人一人に応じた指導の充実を図るとともに、「育ちの手帳」を認定こども園から訓子府高等学校まで活用し、一貫した支援の充実に努めてまいります。

子どもたちの将来が経済的環境に左右されることなく、就学に関わる機会均等を図るため、就学援助事業や奨学資金貸付事業を継続し、学びの保障を行ってまいります。

(8) 訓子府高等学校の振興と存続については、本町唯一の高校である訓子府高等学校は、開校以来、地域の高等教育と有用な人材育成に大きな役割を担っており、高校を取り巻く厳しい状況の中で、町を挙げて地元高校の支援に努めてきたところです。しかしながら、少子化による中卒者の大幅な減少や北見地域の高校配置のあり方などにより、今後の高校配置計画への影響が懸念されているところです。

教育委員会としては、こうした状況を踏まえながら、昨年度「通学費助成・給食の提供・進路支援」などの九つの支援に加え北見市内の通学困難地域への通学バス運行やタブレット端末の助成を実施するなど、生徒や保護者のニーズに合わせた支援策などの効果により、今年度の入学者が大幅に増えることとなりました。

訓子府高等学校は地域の人材育成や地域課題の解決など、本町のまちづくりにとって重要な教育機関であり、北海道教育委員会や訓子府高等学校と協調し、本町の教育資源を活用し地域とともに魅力ある高校づくりを行いながら、入学者確保に努めてまいります。

これからも高校を取り巻く情勢を踏まえながら、学校の応援団である「訓子府高等学校魅力化プロジェクト委員会」をはじめ、PTAや関係機関・団体と協力しながら全町一体となった訓子府高等学校の振興・存続に向けた取組みを推進してまいります。

2点目に、「子育て支援」における取り組みについて申し上げます。

人口減少と少子化が急速に進行し、コロナ禍などにより地域のつながりが希薄化し、誰もが安心して子どもを産み、育てることができる環境が求められています。

このため、子育てを取り巻くさまざまな環境に対応しながら、認定こども園、子育て支援センター、児童センターの3施設が互いに連携し、子育てしやすいまちづくりに努めてまいります。

また、子育て支援や少子化対策など国の動向や社会情勢を見ながら、本町の環境や特性を生かした子育て支援の充実に努めてまいります。

(1) 子どもを育てる環境整備については、安心して子育てができるための支援の充実に努めるために、乳児家庭訪問や成長に応じた子育て支援の教室、乳幼児健康診査、健康相

談等の各種事業を実施してまいります。

子育て家庭への包括的な支援を行う「子育て世代包括支援センター」と関係機関が連携を図り、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組むとともに「子育てアプリ」やSNSなどを活用し、子育てに関する情報の発信に努めてまいります。

乳幼児をもつ保護者の育児負担軽減とリフレッシュのため「託児無料券」の交付事業を継続し、子育て支援センターと連携したきめ細やかな子育て支援を図ってまいります。

(2) 障がい児支援の充実、子どもの健康づくりについては、発達に関し支援が必要な子どもや家庭に対し、乳幼児健康診査や健康相談をはじめ、認定こども園などの子育て施設と連携した発達支援事業などにより、早期発見・療育を行い、一人一人の発達や特性、多様化する子育てニーズへのきめ細やかな支援体制の充実に努めてまいります。

子どもの健康については、「子宮頸がんワクチン」をはじめとする定期予防接種のほか、インフルエンザ、おたふくかぜなどの任意予防接種や虫歯予防のためのフッ素塗布に対する費用の助成を継続してまいります。

3歳児健診用の「視覚検査屈折検査機器」を購入し、弱視などの早期発見、早期治療につなげてまいります。

(3) 子育て支援センター機能の充実については、子育て支援センター「ひだまり」では、子育て交流や子育て講座・学習会などの各種行事などを通じて子どもたちがのびのびと遊び、保護者同士が交流できる「子育て支援の拠点」としての役割を引き続き果たしてまいります。

また、今年度より保健師と管理栄養士などの専門職による子育て相談を定期的を実施し、安心して子育てできる環境づくりに努めてまいります。

育児負担の軽減や各種行事での託児などにおいて、子育てボランティアの「メロンキッズ」と連携し、一時預かり事業の充実を図ってまいります。

(4) 児童センター機能の充実については、児童センター「ゆめゆめ館」は、放課後や週末、学校休業日に安心して過ごせる場として、自由に活動や学習、遊びができる環境を整備し、子どもたちの健全育成に努めてまいります。

保護者の就労形態の多様化により利用児童や特別な支援を必要とする児童が増えてきていることから、子どもの特性に応じた支援体制の充実を図ってまいります。

3点目に「認定こども園」における取り組みについて申し上げます。

乳幼児期の教育・保育は、子どもたちの健全な心身の発達や人格形成の基礎を担う重要な時期であり、豊かな生活や遊びを通じて、子どもたちの健やかな成長のための質の高い教育・保育の提供に努めてまいります。

また、昨年度、新たに導入した保育ICTシステムを活用し、保護者との連携、情報発信を行いながら、安心して信頼される教育・保育に努めてまいります。

(1) 幼児教育・保育環境の充実については、木のぬくもりあふれる認定こども園の特徴を生かし、はだし保育やリズム運動、自然との触れ合い、異年齢との交流などにより、乳幼児期からの健康な体づくりや豊かな人間性、社会性を育てていきます。

近年、保護者の就労形態の多様化などにより未満児の入園率が高まっていることから、必要な保育教諭を確保し安定した保育体制を維持するとともに、保育教諭などの研修機会の充実を図り、教育・保育の質の向上に努めてまいります。

発達に特性がみられる子どもを支援するために、保育補助員や支援員の配置を継続するとともに、関係機関と連携した発達支援事業を行い、きめ細やかな支援に努めてまいります。

子育て世帯の負担軽減として、国の制度による3歳以上の「幼児教育・保育の無償化」のほか、本町独自の保育料軽減や多子世帯への保育料減免を継続し、さらには保育料の完全無償化の検討を行いながら、安心して子育てできる環境づくりを図ってまいります。

食育については、自園給食による地元農畜産物の活用や正しい食習慣を身に付ける食育活動に取り組むとともに、食物アレルギー対策として、生活管理指導表に基づく対応を行い、安全・安心な給食の提供を行ってまいります。

(2) 地域における子育て支援については、地域に開かれた認定こども園として「園開放」など地域住民や関係機関との交流を図るとともに、子育て支援センターなどと連携し、子育て相談や保護者研修会などを行い、保護者のニーズに応じた子育て支援の充実に努めてまいります。

認定こども園と各小中学校や訓子府高等学校の教職員、園児、児童生徒との連携・交流を図るとともに、小学校への円滑な接続に向けた就学指導の連携体制の充実に努めてまいります。

4点目に、「社会教育」における取り組みについて申し上げます。

少子高齢化や高度情報化、グローバル化の進展などわれわれを取り巻く環境が大きく変化しており、さらに、多様な価値観や新型コロナウイルス感染症の影響などにより、社会の希薄化が進む中で、生涯学習が果たす人づくりや地域づくりがますます重要となっております。

このため、人生100年時代を迎え、町民が豊かな生活を送り、ライフステージに応じた学習機会の充実に努めるため「第2期社会教育中期計画」に基づき、あらゆる学習・文化・スポーツ活動を支援し、学校・家庭・地域と連携を図りながら、豊かな教育環境づくりに努めてまいります。

(1) 幼少年教育の充実にについては、幼少年期については、子ども会活動や子どもたちのさまざまな体験活動の充実に努めるなど、社会性や自主性、協調性を養うために「通学合宿」や「放課後子ども教室」「公民館・図書館・スポセン連携事業」などを実施し、さらに、居武士小学校区の「みつばちクラブ」に対する支援の継続・充実に努めてまいります。

子どもたちの安全・安心を確保するため、「子ども110番の家」「子ども安全パトロール」事業を継続実施するとともに、コミュニティ・スクールで実施している「ながら見守り」活動とも連動し、地域ボランティアとの連携を図り、子どもたちを守り育てる地域づくりを推進してまいります。

(2) 青年教育の充実にについては、青年期については、青少年活動の拠点である「青少年研修館」を活用し、地域に根ざした実践的な学習・文化活動を行っている青年団体への支援を継続してまいります。

地域で主体的に活動する青年活動を支援し「産業後継者研修事業」などを通じて、地域のリーダーとなる人材の育成に努めてまいります。

(3) 成人教育の充実にについては、成人期については、多様化・高度化する学習ニーズへの対応や学びの機会をきっかけに、住民同士のつながりや地域づくりを構築し、生活課

題や地域課題を解決していくために「公民館講座」「くんねっぷの未来づくり大会」「くんねっぷ巡回講座」「わくわく地域づくり活動支援事業」などを実施し、多様な学習や文化・スポーツ活動を支援しながら、学びの環境づくりに努めてまいります。

(4) 高齢者の学習支援については、高齢期については、生きがいづくりと知恵や技を次世代へ伝承するために、個々の能力や適性に応じた社会参加を促し、豊かな生活が送れるよう、学習支援に努めます。

学級生が自主的に運営する「若がえり学級」での世代間交流や気軽に参加できるような新たな活動を行い、健康で生きがいがあるような学習活動を支援してまいります。

また、社会体育部門や福祉保健課と連携し、高齢者の健康・体力づくりに対する学習機会の充実を図ってまいります。

(5) 公民館の運営・整備については、昨年40周年を迎えた公民館では、個人や団体が自由に活動の発表ができる場として、ロビー開放の実施や利用者懇談会を開催するなど、利用しやすい施設運営に努めてまいります。また、施設面では、講堂・ロビー排煙窓修繕や非常用照明器具交換等を実施し、安全で安心な施設整備に努めてまいります。

(6) 文化・芸術活動の推進については、文化・芸術活動については、「訓子府町文化芸術活動方針」に基づき、各機関や団体と連携を図りながら、多くの町民が文化・芸術に触れられる機会の確保に努めてまいります。

昨年度で公開制作による彫刻作品が完成した「アート・タウン・プロジェクト事業」は、新たに「ちょっといいね！アートなまちプロジェクト」として、武蔵野美術大学と連携を図りながら、町民参加型・体験型事業の実施と総合的な文化芸術事業や町民が気軽に参加できるワークショップ、アート体験プログラムなどを開催してまいります。

さらに、町内にある芸術作品などの適正な維持管理を行いながら、町民が文化・芸術に親しみ活発に活動できる環境づくりに努めてまいります。

芸術・文化に親しむ機会として、文化庁文化芸術振興費補助事業による「町民芸術劇場」の演劇公演や、町民が文化・芸術を発表する機会である「音楽の広場」、「秋の文化祭」などを開催してまいります。

また、歴史館については、経年により劣化した玄関等1階部分の屋根のふき替え修繕を実施し、町の歴史的建造物としての保存と活用を図ってまいります。

(7) 社会教育関係団体への支援については、社会教育関係団体の活動を支援するため、活動費助成と大会への派遣費助成を継続するとともに、団体活動の活性化を図るため、団体やサークルの交流、指導者の養成と研修機会の確保に努めてまいります。

(8) 図書館については、子どもから大人まで生涯にわたって読書を楽しめる環境と読書活動を推進するため「読書活動推進計画」に基づき図書館サービスの充実に努めてまいります。

乳児を対象とした「ブックスタート」をはじめ、読み聞かせや移動図書など、子どもの読書活動の支援を図るとともに各小中学校へ定期的な司書の派遣を継続し、児童・生徒の読書環境の充実を図ってまいります。

読書への関心を高めるためのセミナーの開催、図書の宅配サービス、高齢者への読み聞かせなど、幅広い年代が読書に親しめる環境づくりを推進するとともに積極的な情報発信を行い、より町民に親しまれる施設をめざしてまいります。

昭和59年に開館した図書館は築40年ほどとなり、施設と設備の老朽化と狭隘化^{きょうあいか}が著しく運営にも支障をきたしており、高度情報化社会などに対応した、誰もが快適に学び「本のある生活を支える図書館」としての新しい図書館整備に向けた検討を進めてまいります。

5点目に、「社会体育」における取り組みについて申し上げます。

近年、健康の増進・維持のためのスポーツに対するニーズが高まっており、生涯を通じて誰もがスポーツに親しみ、健康で充実した生活が送れるよう、世代やニーズに応じたスポーツ事業などを充実させ、気軽に健康づくり・スポーツ活動に取り組めるような環境づくりを進めてまいります。

(1) 社会体育施設の整備充実については、社会体育施設については、利用者が快適に安心して利用できるよう、計画的かつ適切な維持管理に努め、運営の充実を図ってまいります。

スポーツセンターは、本町のスポーツと健康づくりの拠点施設として町内外から多くの利用があり、今後も利用者の年齢や体力に応じたスポーツ活動の場として、子どもから高齢者までがいつでも気軽に楽しく利用できる施設運営に努めてまいります。

温水プールについては、水槽内のろ過機のろ材交換、採暖室の電気暖房修繕、空調機エアフィルター交換、屋外体育施設では、パークゴルフ場や野球場などの芝生の維持管理作業に加え、干ばつや経年による劣化が激しいパークゴルフ場の土壌改良などの芝生再生を実施し、さらにスキー場ロジトイレの洋式化修繕を実施するなど、安全で快適に利用できる施設づくりに努めてまいります。

(2) スポーツ活動の活性化については、スポーツセンターについては、運動指導で好評なインストラクターを継続配置し、トレーニングルームやストレッチスペースなどの利用促進を図り、運動や健康づくりに対してのきめ細やかなサポートを行ってまいります。また、福祉保健課と連携して町民の健康づくりのサポートを行うために専門的な指導者を積極的に派遣してまいります。

各スポーツ団体の活動や大会運営に対する助成や大会への派遣費、指導者養成のための研修費の支援を継続するとともに「まなべル」「スポセン通信」ホームページなどによりスポーツに関する情報を発信し、スポーツによる地域コミュニティの強化を図ってまいります。

子どもたちの体力向上のための新たな取り組みとして、こども園や各小学校などと連携を図り、専門的な指導者を派遣して、幼児から小学生まで一貫した体力向上を支援してまいります。

以上、令和5年度の教育行政に関わる主要施策について申し上げます。

町民の皆さまならびに町議会議員の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます、教育行政の執行方針といたします。

○議長（山田日出夫君） 以上をもって、町政執行方針ならびに教育行政執行方針を終了いたします。

◎議案第42号

○議長（山田日出夫君） 日程第5、議案第42号 監査委員の選任についてを議題といたします。

該当者は退席をお願いをいたします。

(該当者退席)

○議長（山田日出夫君） 提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書では36ページです。

町長。

○町長（伊田 彰君） 人事案件でございますので、私の方からご提案を申し上げます。議案書36ページをお開きください。

議案第42号 監査委員の選任について。

監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意をいただくものでございます。

本規定では、監査委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で普通地方団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関して優れた識見を有する者のうちから選任すると規定されております。

識見を有する監査委員として、令和元年から監査委員を務められている大町にお住いの平塚晴康氏の選任にご同意をいただきたくご提案を申し上げるものでございます。

議員の皆さまもご存じのとおり、平塚氏は長年にわたり地方自治の一線で活躍され、令和元年から代表監査委員として、公正で合理的かつ能率的な本町の行政運営確保のため、ご尽力いただいております。行政分野全般にわたり精通されていることから、監査委員として適任者と存じますので、選任のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和5年7月17日から令和9年7月16日までの4年間です。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようなので、これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。

議会運営基準の規定により討論を省略することとし、ただちに採決いたしたいと思ます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決いたします。

これより、議案第42号の採決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

(該当者入場)

◎議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号

○議長（山田日出夫君） 日程第6、議案第43号 農業委員会委員の任命についてから日程第19、議案第56号 農業委員会委員の任命についてまでの14件は、いずれも委員任命同意の議案でありますので、この際、一括議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、泉愉美君の退場を求めます。

（泉愉美君退場）

なお、説明員の中にも該当者がいらっしゃいますので、該当者は退席をお願いいたします。

（該当者退席）

○議長（山田日出夫君） 提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書37ページから43ページにわたります。

町長。

○町長（伊田 彰君） 人事案件でございますので、私の方からご提案申し上げます。

農業委員会委員の任命について。

議案第43号、37ページから議案第56号まで、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、農業委員会委員の任命について、議会の同意を求めるものでございます。

議案第43号。

住所、訓子府町字日出271番地6、古沢栄一さま。昭和35年2月9日お生まれで、現在63歳でございます。経歴につきましては、昭和54年から農業に従事、平成26年3月から平成30年2月まで、てん菜耕作組合長、平成22年および30年に日出実践会長。平成30年には実践会連絡協議会会長としてご活躍をされております。

次に、議案第44号、住所につきましては、訓子府町字福野26番地、山田恵美子さん。昭和40年11月22日お生まれの現在57歳でございます。経歴につきましては、平成28年1月から令和2年1月までメロン振興会会長、令和2年7月20日から訓子府町農業委員としてご活躍され、現在1期目でございます。

次のページになります。

議案第45号、お住まいが訓子府町字日出264番地、泉愉美さん。昭和49年12月2日生まれ、現在48歳でございます。経歴につきましては、令和3年3月から令和5年2月まで日出大谷子ども育成会会長、令和元年5月から訓子府町議会議員としてご活躍をされております。

次に、議案第46号、お住まい訓子府町字駒里213番地1、林浩幸さん。昭和35年5月4日お生まれの現在63歳でございます。昭和58年から農業に従事、平成19年から23年まで種子馬鈴薯耕作組合長、平成27年には実践会連絡協議会会長、平成29年7月20日から訓子府町農業委員としてご活躍され、現在2期目でございます。

次のページになります。

議案第47号、住所、訓子府町字大谷163番地、高橋茂樹さん。昭和43年3月20日お生まれの現在55歳でございます。昭和63年から農業に従事され、平成28年およ

び令和4年に大谷実践会長を務められ、平成6年に北海道農業士の認定をお受けになり、地域農業の振興に意欲的に携わっており、地元からも厚い信頼を得られています。

次に、議案第48号、住所、訓子府町字高園177番地、齊藤博行さん。昭和38年3月2日生まれの現在60歳でございます。昭和58年から農業に従事、平成29年に高園実践会長、平成31年からきたみらい農業協同組合理事、令和4年からきたみらい農業協同組合南地域運営委員長、令和2年7月20日から訓子府町農業委員としてご活躍され、現在1期目でございます。

次のページをお願いします。

議案第49号、住所、訓子府町字実郷72番地、佐々木直幸さん。昭和36年12月17日お生まれの現在61歳でございます。昭和57年から農業に従事され、平成24年および令和元年に実郷実践会会長、令和2年7月20日から訓子府町農業委員としてご活躍され、現在1期目でございます。

次に、議案第50号、住所、訓子府町字高園157番地、佐藤浩基さん。昭和42年2月26日お生まれの現在56歳でございます。経歴につきましては、平成元年から農業に従事、平成30年から令和3年まで馬鈴薯耕作組合長、令和3年には高園実践会長としてご活躍され、地元からも厚い信頼を得られています。

次のページになります。

議案第51号、住所、訓子府町字柏丘138番地10、山本拓志さん。昭和46年3月4日生まれの現在52歳でございます。平成10年から農業に従事され、令和2年3月から麦作振興会の副会長、令和2年7月20日から訓子府町農業委員としてご活躍され、現在1期目でございます。

次に、議案第52号、訓子府町字西富139番地、小松寿治さん。昭和47年4月1日生まれの51歳でございます。経歴につきましては、平成6年から農業に従事、平成26年から地力対策連絡協議会会長としてご活躍され、地元からも厚い信頼を得られています。

議案第53号、住所、訓子府町字福野337番地15、近藤覚さん、昭和47年1月28日生まれの現在51歳でございます。平成20年から農業に従事され、平成31年に福野実践会長、令和元年から玉葱共同播種集団長、令和2年7月20日から訓子府町農業委員としてご活躍され、現在1期目でございます。

次に、議案第54号、訓子府町字穂波258番地、細川孝雄さん。昭和38年2月20日生まれ、現在60歳でございます。経歴につきましては、昭和58年から農業に従事され、平成22年から平成25年まで水稻耕作組合長、平成23年4月20日から訓子府町農業委員として、現在4期目でございます。また、令和2年7月20日からは農業委員会会長としてご活躍をされています。

議案第55号、住所、訓子府町字清住141番地2、久積隆志さん。昭和33年2月9日生まれ、現在65歳でございます。経歴につきましては、昭和52年から農業に従事され、平成22年から23年まで玉葱振興会の監事をお務めになられ、令和2年7月20日から訓子府町農業委員としてご活躍をされ、現在1期目でございます。

最後に、議案第56号、住所、訓子府町末広町153番地、川脇健一さん。昭和48年11月10日生まれ、現在49歳、主な経歴につきましては、平成6年から農業に従事さ

れ、平成26年から平成31年まで馬鈴薯耕作組合の理事、平成28年、令和2年、令和5年に開盛実践会長、令和2年7月20日から訓子府町農業委員としてご活躍され、現在1期目でございます。

今回、ご同意をいただく農業委員の任期につきましては、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間でございます。

以上、議案第43号から議案第56号までの農業委員会委員の任命について、ご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑は議案番号を指定し、1人2回まで行えます。

ご質疑ございませんか。

質疑がなるようなので、質疑は休憩をして行うことになっておりますので、ここで暫時休憩をとりたいと思います。

それでは暫時休憩に入ります。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時26分

○議長（山田日出夫君） 暫時休憩を解いて、本会議に戻ります。

お諮りします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） よって、討論を省略し、ただちに採決することに決定をいたしました。

まず、質疑のなかった案件については、一括採決を行います。

質疑のなかった各案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） よって、議案第43号、議案第44号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号につきましては、異議なしと認め、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

続いて、先ほど質問のごございました議案第45号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議あり」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（山田日出夫君） 賛成多数でございますので、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

（泉愉美君入場）

（該当者入場）

◎議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号
○議長（山田日出夫君） 次に、日程第20、議案第37号、日程第21、議案第38号、日程第22、議案第39号、日程第23、議案第40号、日程第24、議案第41号を議題とします。各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第37号 財産の取得についての提案理由の説明を求めます。議案書31ページです。

建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） 議案第37号 財産の取得について、提案説明を申し上げます。議案書31ページをご覧ください。

議案第37号 財産の取得について。

次の財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第31号）第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

記としまして、事業名は、ロータリー除雪車更新事業であります。

契約の相手方につきましては、3社による入札の結果、北海道川崎建機㈱北見支店 支店長 浅野明広氏で、契約金額は5,885万円でございます。

なお、予定価格につきましては6,005万1,200円でございます。

車種につきましては、ロータリー除雪車（2.2m級）であります。

形式は、HTR308A型、除雪幅が2.2m、最大除雪量は2,900t/hであります。

納期につきましては、令和6年2月20日としております。

以上、議案第37号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 次に、議案第38号 財産の取得についての提案理由の説明を求めます。議案書32ページです。

建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） 続きまして、議案第38号 財産の取得について、提案説明を申し上げます。議案書の32ページをご覧ください。

議案第38号 財産の取得について。

次の財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第31号）第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、事業名は、スクールバス更新事業（緑丘線）であります。

契約の相手方につきましては、2社による入札の結果、東北海道いすゞ自動車㈱北見支店 支店長 林利美氏で、契約金額は2,447万5千円でございます。

なお、予定価格につきましては2,776万4千円でございます。

車種につきましては、いすゞ自動車中型バスであります。

形式は、RR2AJDP-EMUDAQ-JE、駆動方式は後輪駆動、乗車人数は40

人乗り以上であります。

納期につきましては、令和7年7月10日としております。

以上、議案第38号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 次に、議案第39号 財産の取得についての提案理由の説明を求めます。議案書33ページです。

町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 議案書33ページになります。

議案第39号 財産の取得について、提案説明を申し上げます。

次の財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第31号）第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、記以下について、説明いたします。

事業名は、ごみ収集車購入事業であります。

契約の相手方につきましては、4社による入札の結果、北見市の東北海道日野自動車(株)北見支店 取締役支店長 坂上利年氏で、契約金額は1,691万8千円でございます。

なお、予定価格につきましては1,728万1千円でございます。

車種ですが、令和7年式日野レンジャー、規模は、排気量5,123cc、最高出力240馬力、積載量は4kg、ごみを集積する架装の容量は8.7m³以上となります。

納車の時期ですが、部品等の不足に加え、架装に時間を要するため、2年後の令和7年6月23日となります。

以上、議案第39号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 次に、議案第40号 大谷導水管更新工事請負契約の締結についての提案理由の説明を求めます。議案書34ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（森田繁光君） 議案第40号の提案説明を申し上げます。議案書34ページになります。

議案第40号 大谷導水管更新工事請負契約の締結について。

次により高次請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第31号）第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、工事名は、大谷導水管更新工事でございます。

契約の相手方につきましては、二つの経常建設企業体および単独業を含めた4業者による指名競争入札の結果、丸建・久島経常建設共同企業体 代表者 丸建工業株式会社 代表取締役 及川孝芳氏で、契約金額は1億560万円でございます。

なお、予定価格につきましては1億811万9千円でございます。

全体の事業概要につきましては、昭和49年に敷設された大谷水源地から大谷浄水場までの延長6,486m、合計200mmの導水管を5か年計画で更新する予定でございま

す。

今年度の工事内容につきましては、ダクタイトル鉄管 250mm を 1,451.92m の敷設となっております。

工期につきましては、令和6年2月29日までとしております。

以上、議案第40号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 次に、議案第41号 農業集落排水施設機器更新工事請負契約の締結についての提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（森田繁光君） 議案第41号の提案説明を申し上げます。議案書35ページになります。

議案第41号 農業集落排水施設機器更新工事請負契約の締結について。

次により工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第31号）第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、工事名は、農業集落排水施設機器更新工事であります。

契約の相手方につきましては、三つの経常建設共同企業体による指名競争入札の結果、天内・久島経常建設共同企業体 代表者 天内工業株式会社 代表取締役 伊藤嘉高氏で、契約金額は8,222万5千円でございます。

なお、予定価格につきましては、8,390万8千円ございました。概要につきましては、穂波にあります訓子府町農業集落排水管理センターの農業集落排水施設の機器更新でございます。

内訳としましては、機械設備一式、電気設備一式となっております。

工期につきましては、令和6年2月9日までとしております。

以上、議案第41号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 以上で議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号について、各案ごとに、質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第37号の質疑を行います。議案書は31ページです。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

西森信夫君。

○3番（西森信夫君） 3番、西森です。このロータリー除雪車更新事業なんですけど、予定価格と落札価格の乖離が非常に大きいけど、全部そうなんですけど、この予定価格というのは定価の価格なのか、それからこの決定価格は、値引きをした後の価格なのか、下取りをした後の価格なのかお尋ねします。

○議長（山田日出夫君） 建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） 今、議案第37号 ロータリー除雪専用車につきまして、予

定価格が定価なのかということでご質問がございました。本体の部分につきましては、先に見積もりの方はとっております。その定価というふうに理解していただいて構いません。また、この中にはですね、今、現存する平成5年購入のロータリー除雪車、今、現存の部分、そちらの方の下取り価格も含まれた金額として入っております。ただ、実情で言いますと、うちの方で見てたよりも下取り価格の方は低かったという形ですが、本体価格の値引き分によって、これだけ金額に差が出たものと理解していただければ結構だと思っております。

以上です。

○議長（山田日出夫君） ご質問ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第37号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（山田日出夫君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号の質疑を行います。議案書は32ページです。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

大野良弘君。

○9番（大野良弘君） 9番、大野です。これの乗車人数が40人乗り以上ということで、更新なので、その大きさの車両にしたと思うんですが、今後、人数を40人の大型でなくて中型にするとか、そういうようなことも考えられるのかどうか、それとも40人以上のバスの更新の場合は同じ大きさのバスということになるのか、そこら辺教えていただきたいと思っております。

○議長（山田日出夫君） 議案に沿った答弁をお願いします。

管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、乗車に関する人数の関係で、中型、大型のことについてのお尋ねかと存じます。

現在この緑丘線につきましては、大型バスを使っております。今後、人数も少子化に伴い少なくなっていく関係で、このスクールバスの計画的な更新については、1台はマイクロバス、これは2年前に導入しましたが、その後、中型バスで何とかこの路線内の人数が確保できるということで、それ以降は中型バスを購入をして進めるということで計画をしておりますので、ご理解を願いたいと思っております。それから4路線を維持するというのも一つです。この4路線については、3路線検討もしたんですが、3路線にした場合、1時間以上に、乗車時間が長くなるということもありまして、子どもたちの配慮も含めてです

ね、1時間以内ということもありまして、4路線を継続するというところでございますので、ご理解願います。

○議長（山田日出夫君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより、議案第38号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号の質疑を行います。議案書は33ページです。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

大野良弘君。

○9番（大野良弘君） 9番、大野です。これはタイトル、事業名がごみ収集車購入事業となっております。それ以前はスクールバス更新事業とかということで、入れ替えということが分かる表現になっているんですが、これは更新と入っていないんですが、1台増えるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 結論から言うと入れ替えになります。ちょっとタイトルは他の事業は確かに更新になっていますけども、ごみ収集車は前回も購入事業ということで上げさせていただいたんで、なんですけども、古い車を下取りに出して新しい車と入れ替えるということになります。

○議長（山田日出夫君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより議案第39号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号の質疑を行います。議案書では34ページでございます。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

西森信夫君。

○3番（西森信夫君） 3番、西森です。この導水管、昭和49年ということで敷設されたわけですが、それまでまったく本町の水道というのは農村地帯にはなかったわけですが、これ初めての入れ替えなのか。5年間計画を組んでやると。年間どれぐらいの距離をやるのか教えていただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（森田繁光君） ただいま、質問のありました大谷の導水管につきましては、1番最初の整備が49年という形で整備されています。その間は一度も更新してございません。ですから、実質今50年弱経過している状況です。

今後の5年間の計画になりますけれども、今現在進めているのが国庫補助を使って進めている事業でございます。まず全体の事業費から言いますと現時点で総事業費、今、8億3千万円程度となっています。これは物価上昇等々もありますので、今後変動の可能性はあるんですけども、それに対して補助金3分の1を使いまして、補助金の額としては2億1千万円ぐらいという形になっています。大体補助金もありきなもので、全体事業費というのは毎年変わっていくんですけども、約、年間1.3キロペースで進めていきたいなと思っています。最終的には9,350m、延長は延びているんですけども、更新という形で考えてございます。

以上です。

○議長（山田日出夫君） ほかに質問はございませんか。

大野良弘君。

○9番（大野良弘君） 9番、大野です。今年については1,500mぐらいということで、この更新するときに迂回の配管というんですかね、要は水が滞りなくするためには迂回しなきゃ駄目だと思うんですけども、それに対する工事も含めてという理解でよろしいでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（森田繁光君） 今回の工事につきましては、新たに本管を入れ直します。現状使っている管については、供給がありますので、迂回という形でなくて、別ルートに新しい管を入れていって最終年度に切り替えをするという計画になってございます。

○議長（山田日出夫君） ほかにご質疑ありますか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第40号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号の質疑を行います。議案書35ページです。1人3回まで質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより議案第41号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は1時から行いますので、ご参集願います。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時00分

○議長(山田日出夫君) 定刻となりました。

休憩を解き、会議を再開いたします。

◎議案第36号、議案第34号

○議長(山田日出夫君) この際、日程第25、議案第36号、日程第26、議案第34号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第36号 訓子府町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書では29ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長(今田朝幸君) 議案書の29ページをお開き願います。

議案第36号 訓子府町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町子ども医療費の助成に関する条例(平成16年条例第16号)の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

今回の改正につきましては、子ども医療費助成事業において、これまで15歳、中学生までが初診時一部負担金のみで医療が受けられておりましたが、本年8月から、この対象範囲を18歳、高校生までに拡大しようとするものでございます。

それでは、記以下について、説明させていただきます。

訓子府町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

訓子府町子ども医療費の助成に関する条例（平成16年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条は、「用語の定義」を定めておりますが、第2条、第1項、第1号中「満15歳」を「満18歳」に改めるものでございます。

附則です。

1項では、施行期日について規定しておりますが、この条例は令和5年8月1日から施行するものでございます。

2項は、経過措置の規定でございますが、この条例の施行日前に受けた医療にかかる医療費の助成につきましては、なお従前の例によるものでございます。

なお、30ページに新旧対照表を載せておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、訓子府町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 次に、議案第34号 令和5年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）についての提案理由の説明を求めます。議案書は1ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案第34号の説明になります。議案書の1ページをお開きください。

本年度は改選期の予算であり、当初予算の3月では、主に経常的な経費を中心とする骨格予算でしたが、今回の補正予算では、政策的な投資的経費や補助奨励費など当初予算で留保していたものと今回新規の事業なども合わせて提案させていただくものでございます。

なお、別に配布しております資料2の投資的経費、資料3の補助奨励費および資料4の扶助費では、事業の概要や財源内訳を記載しております。

それでは、議案第34号 令和5年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）について提案説明をいたします。

令和5年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）については、次に定めるものとし、第1条では、歳入歳出それぞれ5億1,680万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ5億1,085万3千円としております。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分および金額は、次の2ページにあります第1表歳入歳出予算補正によることを規定しているもので、これについてはご覧いただくこととし、その内容については、後ほど4ページ以降の事項別明細書の中で説明をさせていただきます。

次に、第2条の債務負担行為の補正ならびに第3条の地方債の補正ですが、内容は3ページの表になります。

第2表 債務負担行為補正の事項では、空き家活用定住対策事業補助金で、事業内容は「空き家を取得またはリフォームして入居する人で、それに要する費用の一部を5年間の月賦払いで補助する」もので、補助率2分の1または3分の2、上限額は150万円から300万円としております。期間は、令和5年度から令和10年度までの6年間とし、その限度額は総額で1,200万円とするもので、今年度分は118万8千円を予定してお

ります。

23ページには、当該年度以降の支出の予定額等の調書になりますので後ほどご覧いただきたいと思えます。

次に、第3表 地方債補正の上段が今回の補正に伴い変更するもので、左が補正前で右側が補正後の限度額となっております。

道営山林川地区水利施設整備事業、道営訓子府北東地区水利施設等保全高度化事業、道営訓子府川南地区水利施設等保全高度化事業は、対象工種の事業費の増額によるものです。

除雪車両更新事業は、大型ロータリー除雪車更新の道路橋りょう費補助金の内示額が減額になったことに伴うものでございます。

過疎地域持続的発展特別事業債は、借入限度額の確定によるものです。

次に、下の段については、新たに提案し、追加する事業で、一つ目が、町道舗装修繕事業として南13線と末広緑丘線の修繕事業で3,410万円、その下が橋りょう長寿命化修繕事業ですが、橋りょうの長寿命化にかかる酒谷橋ほか3橋の詳細設計業務と稲穂橋ほか2橋の補修工事に対して限度額1,980万円、いずれも証書借入で、利率、償還の方法は記載のとおりとなっております。

次に、事項別明細書になりますが、まず、8ページの歳出の方から先に説明をさせていただきます。

2款、総務費、1項、1目、一般管理費の右側の説明欄、以後、この歳出における説明欄については、事業区分と説明させていただきます。交流事業では、高知県津野町との小学生の交換留学や学校給食への農産物提供、互いの祭りやイベントの参加など、人事交流と産業・教育文化交流事業に対する交付金として80万円を計上。

次に、6目の住民活動費の事業区分、広報広聴事業の委託料、アプリ管理ツール導入業務では、自治体LINEシステムを導入し、LINEアプリの活用により、町民の個々のニーズにあわせた生活や防災情報の配信、災害時における道路や河川の情報を町民から行政へ届ける機能のほかに、町の各事業に関する予約機能を導入するものです。

委託料では、自治体LINEシステムの管理ツール導入費用としまして122万1千円を計上。

使用料及び賃借料は、自治体LINEシステムの管理ツールの使用料として9月からの利用であることから7か月分の77万円を計上。

事業区分、住民活動促進事業の負担金、補助及び交付金では、おのおのの活動に関する補助として、各町内会活動費補助金189万2千円、各実践会活動費補助金については244万5千円を計上。

コミュニティ活動支援事業補助金は、前年度まで、企画費のまちづくりパワーアップ特別対策事業で計上していた事業です。町内会や実践会などコミュニティ組織に対して、自主防災組織育成支援も包括したコミュニティ活動を支援する事業とコミュニティ施設整備を支援する事業として180万円を計上。

その下の事業区分、自衛隊協力事業の負担金、補助及び交付金の自衛隊家族会訓子府地区会活動費補助金では、自衛隊募集事務の協力および支援活動に対して1万円を計上。

次に、7目、住民安全対策費の事業区分、交通安全対策事業の負担金、補助及び交付金の交通安全推進委員会交付金では、全町的に交通安全運動の取り組みや啓発活動を行うも

のとして5万円を計上。

交通安全協会活動費補助金は、交通安全活動を行う協会運営費として10万円を計上。

その下の事業区分、防犯対策事業の負担金、補助及び交付金の次のページの防犯協会活動費補助金では、地域における犯罪防止と青少年の健全育成を目的として地域ぐるみで防犯運動を推進するものとして10万円を計上。

暴力追放推進協議会活動費補助金では、地域から暴力をなくすため暴力追放運動の広報・啓発活動を推進するため5万円を計上。

次に、8目、企画費の事業区分、地方交通対策事業の負担金、補助及び交付金の地域間幹線系統確保維持事業費補助金は、北見バスが運行する北見市から陸別町の区間の経常経費に対し、料金収入と国の交付金を除く赤字額とバス購入に対して沿線1市3町が連携して助成するもので1,831万3千円を計上。

次に、事業区分、地域振興事業の旅費では、地域おこし協力隊の募集や移住、定住にかかるイベント等に参加するため普通旅費32万4千円を計上。

負担金、補助及び交付金の北海道移住・交流フェア出展負担金は、当フェアの東京都の出展にかかる負担金で30万6千円を計上。

J O I N会員出展負担金は、同じく東京都に出展する移住・定住と地域おこしフェアの出展にかかる負担金で16万5千円を計上。

空き家活用定住対策補助金は、空き家を活用した移住、定住対策等の一環として空き家の取得またはリフォームに関する費用の2分の1、中学生以下の子どもがいる世帯は3分の2を助成、助成期間は5年間の月賦払いとする制度で、本年度の申請見込みを6件と想定し、1件あたり月額3万3千円の6か月分の118万8千円を追加。

その下の表の2款、2項、1目、税務総務費の事業区分、税務一般事業の需用費では、道路交通法の改正に伴い、新設される特定小型原動機付自動車、電動キックボードになりますが、その標識、ナンバープレートの購入のため、消耗品費12万1千円を追加。

次のページの3款、民生費に入ります。

1項、1目、社会福祉総務費の事業区分、社会福祉一般事業の負担金、補助及び交付金の保護司会活動費補助金は、更生保護に関する業務や研修等の活動に対する補助として12万1千円を計上。

身体障害者分会活動費補助金は、補装具および巡回更生相談、スポーツ大会参加等の活動に対する補助として1万8千円を計上。

遺族会活動費補助金は、遺族援護の改善運動等の活動に対する補助で5万円を計上。

新規になりますが、きらきら本舗運営費補助金は、就労継続支援事業所の運営費に対する補助で100万円を計上。

もりの風運営費補助金は、障がい者グループホーム等の運営費に対する補助で100万円を計上。

福祉事業所特別支援金は、物価高騰により事業運営に影響を受けている社会福祉法人訓子府福祉会が運営する特別養護老人ホーム静寿園に対し、支援金を交付することにより事業運営の継続・安定化を図るもので1,300万円を計上。

次に、事業区分、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯等に対し給付金を支給するもの

でございます。

国の低所得世帯への支援の財源を利用し、1世帯あたり3万円を給付し、対象者は令和5年6月1日において、訓子府町の住民基本台帳に記録されている者で「令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯」または「令和5年度1月以降の家計急変世帯」に該当する世帯の世帯主です。

また、さらに町単独分としまして、1世帯あたり1万8千円を給付いたします。対象は令和5年6月1日において、訓子府町の住民基本台帳に記録されている者で「令和5年度分の市町村民税所得割が非課税世帯」に該当する世帯の世帯主です。

職員手当等では、職員時間外勤務手当として3万4千円を計上。

需用費の消耗品費では、コピー用紙を購入するため5千円を計上。

役務費の通信運搬費では、申請書や結果通知の郵送料として13万3千円を計上。

手数料では、給付金の口座振込手数料として20万5千円を計上。

委託料では、当給付金にかかるシステムの改修業務として57万2千円を計上。

使用料及び賃借料は、電子複写機借上料として6千円を計上。

次のページの、負担金、補助及び交付金の住民税非課税世帯等臨時特別給付金は、対象世帯620世帯を見込み、1世帯3万円を給付することから1,860万円を計上。

住民税非課税世帯等臨時特別給付金（町単独分）は、対象世帯を170世帯を見込み、1世帯1万8千円を給付することから306万円を計上。

償還金、利子及び割引料では、令和3年度子育て世帯臨時特別給付金事業補助金の確定に伴い国庫支出金返還金1,415万8千円を計上。

2目、高齢者福祉費の事業区分、高齢者福祉一般事業の負担金、補助及び交付金の老人クラブ連合会活動費補助金では、スポーツレクリエーション活動や高齢者の健康増進、研修会運営等の活動に対する補助としまして81万9千円を計上。

次に、その下の表の3款、2項、1目、児童福祉総務費の事業区分、子ども医療費助成事業では、医療費助成を高校生まで拡充するものでございます。

役務費では、医療費の請求事務手数料と調査支払手数料として3万円を追加。

委託料では、対象者拡大に伴うシステム改修業務として55万6千円を計上。

扶助費では、対象者の医療費分としまして医療費助成84万円を追加。

次のページの4款、衛生費になります。

1項、1目、保健衛生総務費の事業区分、保健衛生一般事業の扶助費では、令和4年度より特定不妊治療が保険適用になったことに伴い、北海道特定不妊治療費助成事業が終了し、自己負担の増が見込まれることから、新規事業として保険適用になった特定不妊治療費の自己負担分に対して助成するもので、特定不妊治療費助成60万円を計上。

2目、予防費の事業区分、健康診査等事業の委託料では、PET-CTがん検診の費用を助成することから1人7万7千円、10人分を見込み検診業務77万円を追加。

その下の表の4款、2項、1目、塵芥処理費の事業区分、塵芥処理事業の負担金、補助及び交付金では、町内会、実践会が実施する地域における定期的な資源回収事業に対する助成として、リサイクル運動推進事業助成金38万7千円を計上。

その下の表から、6款、農林水産業費になります。

1項、1目、農業委員会費の事業区分、事務局費の負担金、補助及び交付金の農業担い

手対策推進協議会負担金では、農業後継者の出会い事業等の担い手対策における協議会への補助で80万円を計上。

農業者年金協議会補助金は、農業者年金の拡充強化、普及活動に対する補助で2万円を計上。

次のページの6款、1項、3目、農業振興費の事業区分、農業経営確立事業の負担金、補助及び交付金では、農作業事故防止、地力対策やクリーン農業推進などにかかる農業振興対策事業費補助金として50万円を計上。

農業後継者育成事業補助金では、産業後継者育成基金を活用して農業後継者の海外視察研修費用に対する補助で180万円を計上。

農業技術対策事業費補助金では、試験展示圃^ほや残留農薬分析など農業技術対策にかかる補助として30万円を計上。

新規就農者等支援助成金では、農地賃借料助成と住宅助成により新規就農者を支援することとして、それぞれ1経営体分を見込み67万4千円を計上。

ジャガイモシストセンチュウ対策支援補助金では、ジャガイモシストセンチュウまん延防止対策として、きたみらい農業協同組合全域で小麦収穫後には場ごとでコンバイン洗浄を行うため、きたみらい農業協同組合が導入する洗浄機に対して補助するもので、小麦コンバイン洗浄機導入12台、補助率1台当たり税抜き事業費の2分の1かつ上限10万円として120万円を計上。

スマート農業利用推進事業補助金では、スマート農業機器導入に伴う免許資格取得費用に対して支援するもので、町の補助率3分の1かつ上限10万円としまして80万円を計上。

なお、きたみらい農業協同組合も同率の補助を行います。

次に、事業区分、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業の負担金、補助及び交付金の持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金は、畑作産地において、病害の抑制と需要に応じた生産拡大の両立、種馬鈴しょの供給力の強化、労働負担の軽減、新たな需要の拡大、環境に配慮した生産体系の確立に向けた取り組み等を支援することによりまして、畑作産地の持続的発展を推進することを目的とするものでございます。対象作物は、畑地に作付けされている馬鈴しょ、てん菜、豆類、かんしょ等です。事業主体は、きたみらい農業協同組合、ユタカグループです。事業メニューは、種馬鈴しょの緊急増産、種馬鈴しょのり病率低減、てん菜からの転換、転換に必要な農業機械等の導入の四つでございます。補助率は定額、あるいは2分の1以内としまして2,401万3千円を計上。

事業区分、麦・大豆生産技術向上事業の負担金、補助及び交付金の麦・大豆生産技術向上事業補助金では、国産麦・大豆の生産性向上のための作付け団地化推進や営農技術の導入を支援することにより、国内における麦・大豆の生産基盤を強化し、安定供給体制を構築することを目的とするもので、対象作物は小麦・大豆。事業主体はきたみらい農業協同組合です。事業メニューにつきましては、スマート技術を活用した生産の高度化・省力化と大豆の新規作付けの二つです。定額補助で185万円を計上。

事業区分、産地生産基盤パワーアップ事業の負担金、補助及び交付金の産地生産基盤パワーアップ事業補助金では、麦・大豆の生産拡大に向けた農業機械や乾燥調製施設等の導入を支援することにより生産基盤を強化しつつ、調整保管機能を有するストックセンター

や国産麦・大豆の利用拡大に向けた処理加工施設の整備を支援することで、安定供給体制の構築を目的とするものでございます。対象作物は麦・大豆です。事業主体は、サカエグループ、訓子府東大豆集団、高園第二生産組合、中西大豆生産組合、グリーンヒルとなっております。事業メニューは、小麦・大豆の生産拡大に向けた機械の導入で補助率は2分の1以内としまして、4,379万5千円を計上。

次のページの4目、畜産業費の事業区分、畜産振興事業の負担金、補助及び交付金の酪農実習生受入れ推進事業費補助金では、酪農の実習生受入れによる労働力の確保と農業技術の研修などを行うため6万4千円を計上。

酪農ヘルパー事業推進費補助金では、酪農業の休日設定などによるゆとりのある農業経営を行うため75万円を計上。

畜産総合施設運営費補助金では、管内の畜産発展に寄与するため実郷の畜産総合施設の固定資産税の4割相当分を補助するもので14万円を計上。

畜産環境整備事業費補助金では、伝染病に対するワクチンプログラムを推進し、伝染病の防止を図るため63万8千円を計上。

家畜資質改善対策事業費補助金では、牛肉の資質改善や品質向上を図るため、和牛保留を促進するため48万6千円を計上。

飼料高騰対策事業補助金は、国際情勢の影響により、配合飼料価格や輸入粗飼料の価格が急騰し、生産コストが上昇し、畜産経営が悪化していることから、国産粗飼料利用拡大や生産コスト上昇分にかかる町独自の補助金を交付し、畜産生産基盤の維持と強化を図るものでございます。対象畜種は、乳用牛が3,222頭、単価6,400円、育成牛が99頭、単価5千円、肉用牛が180頭、単価1万1千円、馬が13頭、単価5千円、鶏が1,093羽、単価千円、養蜂が204群、単価300円で2,431万5千円を計上しております。

自給飼料確保推進事業費補助金は、ウクライナ情勢に伴う穀物価格の上昇等により配合飼料が上昇している中で、町内における粗飼料自給率の向上を目的に、牧草地の更新、デントコーンの面積拡大を推進することで、酪農経営の基盤強化を目的とし、種子代に対して助成するものでございます。事業主体は、きたみらい農業協同組合です。補助内容は、草地更新面積70haで10アール当たり1,100円を助成、デントコーンの面積増反40haで10アール当たり1,300円を助成し129万円を計上。

なお、きたみらい農業協同組合も同額を助成いたします。

次に、農業基盤整備事業費の事業区分、農業基盤整備事業の負担金、補助及び交付金は15ページにまたがりませんが、町内各地区の道営事業の令和4年度の繰り越し分と国追加補正分の対象事業費の増および令和5年度分対象事業費の減により、事業費の予算が確定したことに伴う本年度事業の増額であり1億6,739万5千円の追加。

次に、その下の7目、牧場費の事業区分、牧場管理運営事業、工事請負費の共同利用模範牧場電気設備更新工事では、受電設備の老朽化に伴い受電柱高圧気中負荷開閉器工事と妊娠鑑定施設内の作業環境向上のため、当該施設の照明設備工事として242万円を計上。

次に、下の表の2項、2目、林業振興費の事業区分、有害鳥獣駆除事業の負担金、補助及び交付金の鳥獣被害防止対策協議会負担金では、有害駆除実施隊員への出役報償金の近隣市町との差などを考慮し、1頭当たり現在の1万円から1万3千円と3千円引き上げる

ことから、計画している捕獲頭数200頭分の60万円を追加。

猟友会会員による農作物被害状況調査やパトロール、さらに駆除などの活動に対して有害鳥獣駆除協力補助金として37万円を計上。

次に、16ページからは、7款、商工費となります。

1項、2目、商工業振興費の事業区分、商工業振興対策一般事業のうち需用費、役務費、委託料は、電気料やLPガスをはじめとする昨今の物価高騰により、全ての町民が大きな影響を受けていることから、消費の下支えを通じた町民への生活支援と町内の経済の活性化を図るため、エネルギー（電気・ガス等）・物価高騰対策生活支援商品券事業を実施し1世帯につき1万円の商品券を2,100世帯分発行を行うものでございます。

まず、需用費の消耗品費は、商品券発送用の封筒などを購入するため5万円を計上。

役務費では、商品券の郵送料として通信運搬費110万1千円を計上。

委託料では、商品券換金代、事務費、商品券印刷代を物価高騰対策商品券取扱業務としまして2,188万2千円を計上。

負担金、補助及び交付金の住環境リフォーム促進事業補助金では、商工会が主体となり進めている事業で、住民が町内登録業者を利用して住環境リフォームを行った場合メロン商品券で補助する制度であり、補助基準は対象工事費の20%とし、上限を20万円と定め600万円を計上。

店舗出店等支援事業補助金では、店舗の新築、空き店舗活用等により新たに営業を開始する費用に対し対象経費の3分の2、上限額300万円として対象物件1件と第2創業を150万円ならびに移住加算150万円を見込み600万円を計上。

店舗改修事業補助金では、既存店舗の改修費の助成であり、対象経費の2分の1、上限額50万円として対象物件5件を見込み250万円を計上。

商店街等活性化推進対策費支援補助金では、商工会で行うイベントと連動した地産地消など商店街振興対策に対して36万3千円を計上。

商工業後継者育成助成金では、商工業経営を後継する者が就業した場合に後継者本人に助成する制度でありまして、本年度は1件を見込み20万円を計上。

商工業就労助成金では、町内の事業所が新たに正規従業員を雇用した場合に事業所に助成し、または、新規雇用者が新規学卒者の場合は、事業所と本人に助成する制度であり、本年度は事業所1件を見込み20万円を計上。

次に、その下の表の8款、土木費になります。

2項、1目、車両運行管理費の事業区分、除雪車両運行管理事業は、歳入の補正に伴う財源補正でございます。

次のページの8款、3項、2目、道路維持費の事業区分、町道維持管理事業では、南13線の延長300mと末広緑丘線の延長200mを路上路盤再生工法により舗装修繕を行うもので3,410万円を計上。

3目、橋りょう維持費の事業区分、橋りょう維持管理事業、委託料の橋りょう長寿命化修繕計画策定業務では、令和3年度と4年度に実施した橋りょう点検に基づく99橋の計画策定を実施することから1千万円を計上。

橋りょう長寿命化修繕計画橋りょう詳細設計業務は、酒谷橋、豊栄橋、緑橋、西之橋の詳細調査および補修工法の検討を行うもので2,100万円を計上。

工事請負費の橋りょう長寿命化修繕計画橋りょう修繕工事では、稲穂橋、西17号線橋、永富橋の補修を実施するもので3,300万円を計上。

次に、その下の表の8款、4項、1目、河川総務費の事業区分、河川維持管理事業の工事請負費の河川改修整備工事では、昨年度未実施であった協成川延長20m、酒谷川延長10mの補修を実施するもので500万円を追加。

次のページ一番上の表、8款、6項、1目、住宅管理費の事業区分、住宅施策推進事業では、周辺に危険を及ぼす不良空き住宅等の解消を目的に、国の空き家対策総合支援補助金を活用して、空き家所有者に除却費用を補助するものでございます。対象は、町で判定を行った結果、住宅地区改良法に基づく「不良住宅」と認められた空き家等またはこれに付属する工作物です。

旅費につきましては、会議等の出席で5千円を計上。

需用費の消耗品費では、制度の周知用のパンフレットにかかる用紙代等に5千円を計上。

負担金、補助及び交付金の不良空き住宅等除却補助金は、除却費用の2分の1かつ上限100万円とし、2件分を見込みまして200万円を計上。

次に、中段の表からは、10款、教育費となります。

1項、2目、事務局費の事業区分、学校教育等一般事業の負担金、補助及び交付金では、北海道北見柏陽高等学校の創立100周年の記念事業の開催にあたり近隣の市町で一部経費を負担するため、周年事業負担金10万円を計上。

事業区分、北海道訓子府高等学校振興事業は、歳入の補正に伴う財源補正です。

その下の表の10款、2項、1目、学校管理費の事業区分、学校一般管理事業も歳入の補正に伴う財源補正です。

次のページの2目、教育振興費の事業区分、教育振興事業の備品購入費では、訓子府小学校スクールバンド用の楽器、トロンボーンを購入するため47万2千円を計上。

負担金、補助及び交付金では、訓子府小学校スクールバンドの北見地区吹奏楽コンクール参加負担金とリコーダーコンテストの全道大会派遣として33万3千円を計上。

その下の表の10款、3項、中学校費、1目、学校管理費の事業区分、学校一般管理事業も財源補正です。

2目、教育振興費の事業区分、教育振興事業の備品購入費の部活動用品では、吹奏楽部用備品としてバリトンサックスを購入するため93万円を計上。

次に、下の表の10款、5項、1目、社会教育総務費の事業区分、社会教育推進事業の負担金、補助及び交付金では、産業後継者育成基金を活用して、産業後継者等の道内外の先進地の産業やまちづくりの研修費を助成する産業後継者教育推進協議会交付金として82万円を計上。

その下の中学校PTA部活動費補助金から次のページの4Hクラブ活動費補助金までは、それぞれの団体の活動費を計上してございます。

その下の大会派遣費は、社会教育の振興のため、各種団体または個人の全道・全国大会への出場に要する経費の一部を助成するため6万円を計上。

派遣研修費は、社会教育の振興のため、研修等の派遣研修の一部を補助するために8万2千円を計上。

前年度まで、企画費のまちづくりパワーアップ特別対策事業で計上しておりましたが、

町民で構成する団体がイベント、講演会の開催など自主的に取り組む地域づくりの活動を支援するわくわく地域づくり活動支援事業補助金は50万円を計上。

その下の事業区分、芸術・文化振興事業では、本年度も武蔵野美術大学と連携を図りながら、学校や地域における子どもから大人までを対象とした事業に関する経費でありまして、報償費では、アート体験プログラムなどに2万円を追加、企画委員会会議出席謝礼2万7千円を計上。

旅費から役務費につきましては、彫刻体験ワークショップ、旅するムサビのワークショップ、アート体験プログラムなどに関する経費としまして旅費4千円、需用費が10万7千円、役務費2万7千円を追加。

次のページの委託料では、旅するムサビワークショップを実施する作品公開制作・ワークショップ業務28万2千円の追加と文化芸術作品点検管理業務19万4千円を計上。

負担金、補助及び交付金の文化連盟活動費補助金は、秋の文化祭および日常の文化活動に対して13万5千円を計上。

事業区分、歴史館維持管理事業の需用費の修繕料は、歴史館の屋根のトタン部に経年劣化などにより傷みが認められることから、一部屋根のふき替えをするため386万2千円を追加。

次に、その下の10款、6項、1目、保健体育総務費の事業区分、社会体育活動推進事業の負担金、補助及び交付金では、体育協会活動費補助金は、指導者の育成、団体が開催する大会経費等の補助として25万8千円を計上。

スポーツ少年団活動費補助金は、スポーツ少年団の活動を支援することとして95万円を計上。

大会派遣費では、北海道バレーボール交流大会、北海道陸上大会、少年団バレーボール大会、全道ジュニアアルペンスキー大会等の派遣を予定しており33万円を計上。

派遣研修費は、指導者等の研修に参加する経費の一部を補助することとし9万1千円を計上。

大会開催補助金は、町内で開催の管内大会以上の開催経費の一部を助成するもので上限を5万円とし、本年度はオホーツク圏ジュニアバレーボール大会、網走管内少年少女剣道訓子府大会に助成することとし8万5千円を計上。

次のページの2目、体育施設費の事業区分、屋外運動施設維持管理事業の需用費の修繕料では、スキー場の音響設備が落雷の影響で故障したことから修理のため14万3千円を追加。

委託料では、パークゴルフ場の芝の再生業務として、芝の再生・活性化を促す作業であるエアレーションや土壌改良を施すため319万8千円を計上。

一番下の表の13款、1項、1目、給与費の事業区分、職員給与費は財源補正となっております。

次に、4ページに戻っていただきまして、ここからは、歳入の説明をさせていただきます。

まず、一番上の表、12款、分担金及び負担金、1項、1目、農林水産業費分担金では、道営事業の分担金であり、町内各地区の道営事業の令和4年度の繰り越し分と国追加補正分の対象事業費の増、令和5年度分の対象事業費の減により、事業費が確定したことに伴

う、本年度事業費の増額でありまして5,060万4千円の追加。

次に、その下の表になります。

2項、2目、農林水産業費負担金では、道営事業の各地区事業量の増減によりまして他市町村在住者の事業の調整により5万5千円の追加。

次に、一番下の表の14款、2項、1目、総務費国庫補助金では、町独自のコロナ対策事業の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,536万1千円を計上。

4目、土木費国庫補助金では、不良空き住宅等除却補助金の国費補助2件分の、補助率2分の1として空き家対策総合支援事業補助金100万円を計上。

次のページの2節、道路橋りょう費補助金は、歳出で説明しました橋りょう維持管理事業の長寿命化修繕に関する事業費6,400万円の補助率63.25%で4,047万9千円を計上、除雪大型ロータリー更新にかかる補助額の調整によりまして2,528万9千円の減で差し引き1,519万円の追加となっております。

5目、教育費国庫補助金は、小学校と中学校のGIGAスクールで導入した端末等の設定やサポート・トラブルの対応にかかる補助が確定したため、合わせまして78万7千円を計上。

次に、下の表の15款、2項、2目、民生費道補助金の老人クラブ運営事業費補助金では、老人クラブ連合会、単位老人クラブの活動に要する対象経費の3分の2が補助されるもので54万5千円を計上。

その下の4目、農林水産業費道補助金の説明欄になりますが、北海道水利施設等保全高度化事業補助金と次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金は、道営事業のパワーアップ事業対象分の事業費の増減に伴うものでございます。

3行目の持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金、4行目の麦・大豆生産技術向上事業補助金、5行目の産地生産基盤パワーアップ事業補助金は、いずれも歳出同額を計上し、合わせまして1億1,164万9千円の追加。

次のページの、15款、3項、2目、農林水産業費委託金は、道営土地改良事業監督委託金の単価増額のため28万6千円の追加。

次に、18款、1項、1目、財政調整基金繰入金では、今回の補正の財源調整をするもので1億9,537万2千円を追加。

その下の産業後継者育成基金繰入金では、農業費の農業後継者育成事業補助金、社会教育費の産業後継者教育推進協議会交付金に充当するため262万円の追加。

その下の4目、地域活性化基金繰入金では、中学校吹奏楽部用の楽器購入の一部に充当するため76万6千円を追加。

その下の5目、鉄道跡地整備等基金繰入金では、地域間幹線系統確保維持事業費補助金の車両更新分に充当するため500万円を追加。

次のページの一番上の表、20款、諸収入の5項、3目、違約金及び延納利息は、昨年の「協成川他1河川改修工事」の不履行による建設工事請負契約解除にかかる違約金として47万円を計上。

下の表の21款、1項、町債の2目、農林水産業債、3目、土木債は、説明欄にございます事業費の補正に伴うもので、5目、過疎地域持続的発展特別事業債は借入限度額の確

定に伴うものでございます。

続きまして、24ページは、地方債の年度末現在高に関する調書でございます。合計欄の右側でございますように補正後の令和5年度末の現在高見込み額は48億6,364万3千円となっております。

なお、右から3列目にあります令和5年度中の起債見込み額の(C)の列の下から3行目の本年度起債借入予定の総額3億580万円の内訳は、今回補正の8,710万円と当初予算分の2億1,870万円となります。

最後に、配布の資料1の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況見込みをご覧いただきたいと思いますが、今回の補正予算の結果、一般会計の基金保有高見込みは、右側の下から4行目でございますように38億280万3千円となっております。

資料2は、一般会計補正予算に係る投資的事業、資料3は、一般会計予算に係る補助奨励費、資料4は、一般会計補正予算に係る扶助費と債務負担行為の資料となっておりますが、今回の補正に伴い内容が変更となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

説明不足につきましては、質疑の中で補足させていただきたいと思っておりますので、ご審議の上、決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 以上で一括議題の議案第36号、議案第34号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議案第35号

○議長（山田日出夫君） 一般質問の予定時刻に到達しておりますけれども、もう一つ議題としたいと思います。

日程第27、議案第35号 令和5年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書は26ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 議案書の26ページになります。

議案第35号 令和5年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、令和4年度の介護給付費および地域支援事業費の確定に伴い、関係する経費を補正するものでございます。

令和5年度訓子府町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるものとし、第1条にありますように4,425万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億7,185万1千円とするものでございます。

第2項の補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、27ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりですので、ご覧をいただくこととし、内容につきましては、28ページの事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、28ページの上段、歳入から説明いたします。

7款、1項、1目、繰越金の1節、支払基金交付金繰越金は、令和4年度分の介護給付費等に要する費用に充当するため支払基金から交付されておりますけれども、事業費の確定

により返還が生じたので返還分668万8千円を追加。

2節、その他繰越金につきましても、同じく令和4年度介護給付費負担金等の確定により国・道への返還が生じたので返還分2,034万3千円と令和4年度の剰余金1,722万円を介護給付費準備基金に積み立てるため、前年度繰越金としまして、あわせまして3,756万3千円を追加するものでございます。

下段、歳出になります。

4款、1項、1目、介護給付費準備基金積立金は、令和4年度における剰余金を基金に積み立てるもので1,722万円を追加。

これにより、別紙の資料1をご覧いただきたいと思えます。基金の保有状況（見込）でございますけども、表の下から2段目、介護給付費準備基金の令和5年度末の保有見込は3,938万円になります。

それでは、28ページに戻りまして、6款、1項、2目、償還金につきましては、歳入で説明しました令和4年度に交付されております支払基金交付金と国庫支出金および道支出金の精算によりまして、国庫支出金等返還金としまして2,703万1千円を追加するものでございます。

以上、令和5年度介護保険特別会計補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで午後2時15分まで休憩といたします。

休憩 午前 2時 5分

再開 午後 2時15分

○議長（山田日出夫君） 会議を本会議に戻します。

◎一般質問

○議長（山田日出夫君） 日程第28、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますので、簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

11番、北川克良君。

○11番（北川克良君） 議席番号11番、北川です。質問通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

町の防災対策について質問します。

ご承知のように、わが国は災害大国と言われ、訓子府町も例外ではなく、予測不能な災害が起こる可能性があります。さらに冬期に被災すると大きな混乱が起こることが予想されます。

本町の防災対策の現状について伺います。

1、高齢者、障がい者など要支援者への防災対策を伺います。

2、仮設トイレなど備蓄品の現状を伺います。

3、冬期の防災対策を伺います。

以上、町長に質問します。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ただいま、町の防災対策について3点のお尋ねをいただきましたのでお答えします。

1点目の「高齢者、障がい者などの要支援者への防災対策」についてのお尋ねですが、まず、体が不自由な方については、介護保険の要介護認定3以上、障害支援区分認定4以上、身体障害者手帳3級以上、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級で在宅の方については、町の避難行動要支援者名簿に登録され、災害が発生、もしくは発生する恐れがあり、生命または身体を災害から保護するため必要とする場合は、関係機関と名簿情報を共有し、支援にあたることとしております。また、高齢者の方の避難については、時間的余裕を持ちながら避難所へ避難していただくため、一般町民よりも1レベル低い警戒レベル3で危険な場所から避難するよう指示することとなっております。災害対策本部が設置された場合は、民生対策部の中に避難行動要支援班が設置され、避難行動要支援者や用配慮者への対応を専属で行う部署を設け、万全を期すこととしております。

2点目の「仮設トイレなどの備蓄品の現状は」とのお尋ねですが、備蓄品につきましては「第3次訓子府町緊急物資等の備蓄ガイドライン」により整備をしており、さまざまな災害を想定し、食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資を年次的に整備しているところでございます。お尋ねの仮設トイレ関係につきましては、マンホール設置型トイレ1基、ポータブルトイレ5基、ダンボールトイレを20基、ポータブルトイレやダンボールトイレで使用するトイレ袋を880回分備蓄しているところでございます。

3点目の「冬期の防災対策は」とのお尋ねでございますが、厳冬期の防災は町民の命に関わる案件で町としても非常に重要であると考え、本年1月21日に北見市の日本赤十字北海道看護大学が主催した「厳冬期避難所展開・宿泊演習2023」に町職員2名が参加し「冬期の無暖房避難所環境の体験」「その状況での就寝」「暴風雪時車両立ち往生演習」など、さまざまな検証をしてみられました。やはり、厳冬期の災害で最も危険な状況は停電による無暖房状態でございます。無暖房の状況下では屋内でも気温5℃前後の厳しい状況で、低体温症のリスクが高まります。町ではこのような状況下でも採暖できるよう、ジェットヒーター2台、燃料型のポータブルストーブ34台、発電機22台、毛布400枚、アルミ型保温シート120枚、防寒着50着を整備しており、厳冬期の対策に万全を期しているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山田日出夫君） 北川克良君。

○11番（北川克良君） 過去に前町長、役場の皆さま、議員の皆さま、関係者の皆さまが防災対策に尽力を尽くしたことに、敬意を表し質問に移らせていただきます。はるるでは、地域住民の参加を絶えず声をかけてボランティア活動の協力を取り付けていると聞きます。町民の個人の場合も、そのような地域住民の協力を取り付ける活動が継続的にあればと思います。そこで、国が今、進めている個別避難計画作成について、町の考えをお聞かせください。

○議長（山田日出夫君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） ただいま、個別避難計画の策定の考えについてのご質問いただきました。

令和3年の防災対策基本法の改正によって、地方自治体が要支援者、個人個人の個別の避難計画を策定するように努力義務が課せられているところでございます。個別避難計画というのは、要支援者の方がどのような支援を必要として、いつどこへ誰とどのように避難をしていくかということをや要支援者一人一人に対して計画を策定するというものでございます。この計画につきましては、全国でも全国市町村で8%程度の策定率となっており、1割に満たないという状況になってございます。本町でも現状、策定ができていない状況でございます。策定の必要性も感じておりますので、現状ちょっといろいろ策定に向けて動いたんですけども、いろいろなことがネックになりましたので、今年度、福祉部局と消防部局と総務の方でもう一度、土台づくりから考え直して作り上げていこうというふうに手がけようと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 北川克良君。

○11番（北川克良君） 関わることにより、地域の福祉の向上や地域活性化にもつながると聞いています。個別避難計画を作成する、進めるに当たってのことですけれども、それについて私も微力ながら協力していきたいと思っておりますので、進めていくことを希望します。

次の質問いいですか。

○議長（山田日出夫君） ちょっとお持ちください。答弁をお願いします。

総務課長。

質問ではないんですか。

○11番（北川克良君） 今の質問じゃないです。

○議長（山田日出夫君） 分かりました。

北川克良君。

○11番（北川克良君） 要介護者を含めた避難訓練の考えはありますか。

○議長（山田日出夫君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 要介護者を含めた訓練ということで、昨年、町の総合防災訓練を実施いたしまして、その際にちょっと要介護者の方も含めた検討したところだったんですけども、ちょっと折り合いがつかなくて、職員の方だけ参加していただくというような形になりました。

次の総合防災訓練につきましては、令和7年度を予定しておりますので、計画自体は令和6年度から着手すると思うんですけども、その中で総合的に計画してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 北川克良君。

○11番（北川克良君） ある自治体では、避難訓練を避難散歩と名を変えて避難訓練のハードルを下げたイメージで設定して避難訓練をしているところがあるそうです。そうすると、参加者も増えたという報告もあります。気楽に参加できる、散歩だけの避難経路の確認でもよいので、そのような避難訓練もご検討ください。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 今ちょっと避難散歩というような部分も必要ではないかというか

ね、日常的にそういった環境に置くということが非常に大事だということで思っております。

ただ、先ほど総務課長からR7の訓練というのは、意外と大がかりな総合防災訓練で、地域ごとにですね。小さいくくりの中の訓練もそういった形ではやってきております。ただし、どうしても自治会が中心としてやってきているってことも実態にありましてね、なかなかこう毎年、毎年となると自治会の方の負担も出てくるということもあって、あとはこうどういふふうに意識付けをしていってもらえるかというのが、一つ大きな課題かなというふうに捉えていますので、また、検討しないというわけではございませんので、一つの提案として受けとめさせていただきます。

○議長（山田日出夫君） 北川克良君。

○11番（北川克良君） 避難行動支援名簿というものがあるんですけども、私もそのやつの名簿を書いたことがあるんですけども、かれこれ多分8年ぐらい前に書いたと思うんです。でも、私も大分年もとりまして、そのころは薬も飲んでいなかったんですけども、今は薬も飲むようになって、多分書いていることの記述がだいぶ変わってきていると思うんです。その更新はどのように考えているかをお聞かせください。

○議長（山田日出夫君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 避難行動要支援者名簿の関係のお尋ねだったと思います。避難行動要支援者名簿につきましては、防災の方で完了しているんですけども、福祉部局と連携をとりまして、おのおの障害区分ですとかの認定の中身を確認しまして、毎年度更新をさせていただいているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 要支援者名簿、役場整備している要支援者名簿につきましては、住所とお名前と生年月日とかのパーソナルデータとあと障がいの区分でして、恐らく薬とかの関係は自治会とかで作ったやつに記載されているんじゃないかと思っておりますので、補足として説明させていただきます。

○議長（山田日出夫君） 北川克良君。

○11番（北川克良君） 2番の仮設トイレなどの備蓄の関係の質問なんですけれども、さっきの答弁にいただいたところ、車椅子用の仮設トイレはないようなんですけども、多分、避難場所のトイレを使うということになっていると思うんですけども、そのトイレが使えなくなった場合はですね、車椅子とか、バリアフリー用のトイレはどのような対策がありますか。

○議長（山田日出夫君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 先ほど、多目的トイレの関係のご質問をいただいたと思うんですけども、先ほど町長が答弁したポータブルトイレですとか、ダンボールトイレというのが確かに議員おっしゃるとおり、ちょっとハンデのある方については使用が厳しい、狭い状況になってございます。基本的には避難所のトイレを使うことになるんですけども、多目的トイレですとか、洋式トイレとかが整備されていないという避難所もございまして、トイレに限らず避難所の生活でハンディがあって、なかなかそこでの避難所生活が難しいという方につきましては、総合福祉センターうらが福祉避難所というふうに指定されております。そういうふうに普通の通常の避難所でちょっと生活が厳しいという方

につきましては、福祉避難所の方に移動していただいて、生活をしていただくというような流れになってますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 北川克良君。

○11番（北川克良君） その場合は、例えば、自分は日出に住んでいて、日出のセンターに、一応避難になっているんですけども、その場合は、その福祉避難所に僕は行くことになるでいいですか。

○議長（山田日出夫君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） そのとおりでございます。

○議長（山田日出夫君） 北川克良君。

○11番（北川克良君） 理解しました。トイレのあれなんですけれども、このやつを見ると、もし大きな災害になった場合、普通の健常者の人もこのポータブルトイレ20基というのは、これは足りる数なんですか。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 今、ポータブルトイレの数の関係、基本的に災害備蓄ガイドラインの設定の問題なんです。あくまで、地震、マグニチュード6.9ですから、震度6弱が最大級起こるであろうという想定される地震なんですよね。そのときに建物がもたない建物、それが570戸ほど耐震化ができてないというところで、当時設定したときの年度がもうちょっと古いんですけども、今ちょっとまた新しくなっていると思うんですけども、その際におよそ1,200人ほど建物の被害を受けるのではないかという設定をいたしまして、特にこういう町は地縁とか血縁の部分も多いですんで、そのうち17%、200人が避難するだろうということで、全てガイドライン上は200人避難の部分を設定して積み上げてきているというところですので、そういった意味では千人が全員来られるとポータブルトイレ自体は今では充足はちょっと難しいかなというふうに思います。

○議長（山田日出夫君） 北川克良君。

○11番（北川克良君） なぜそんなような質問をしたかというのですね。トイレが不足なので、使用が不便な場合は、トイレを我慢したり、水分補給を怠ったりして、健康被害が何か出ると聞いたので、それでトイレは十分に確保した方がよいのではないかと思い、質問しました。

次の質問ですけれども、備蓄品の賞味期限のコントロールはどうしているか、お聞きしたい。

○議長（山田日出夫君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 備蓄品の賞味期限のご質問いただきました。基本的に食料品と飲料水の関係だと思っておりますけれども、備蓄しているお米、アルファ米というものにつきましては、消費期限が5年ということになってございますので、一括に購入しているわけではなくて、ある一定数量で買っていますので、消費期限が近づいてきているものについては、そこを更新して買っていくと。その不用分になったものについては研修で試食してみたりとか、そういうような活用している状況でございます。アルファ米が5年です。お水につきましては、6年間で消費期限でございます。お水につきましては、消費期限が過ぎましても、例えばトイレで水を流すことに使えるとかというのがありますので、そのまま保存をしていたりしています。あとはですね、クラッカーも非常食として保存してま

して、そちらは2年、スープが5年、後は粉ミルクが1年6か月というような消費期限になっておりますので、更新時期に改めて買っているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（山田日出夫君） 北川克良君。

○11番（北川克良君） 次の冬の防災の対策についてまた質問します。

またトイレの話なんですけど、仮設トイレの防災対策とか多分インフルエンザとか何かで感染予防がそこで起こる可能性があるんで、その清潔管理とかについて何かあったらお聞かせください。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 感染予防という部分で、多分コロナとか、そういった部分ではなくて、衛生上の問題かと思われるんですけども、今、コロナは3年たちまして、やっとコロナ系の防災計画の見直しも含めてですね、出てきているのが実態でございます。日常的な衛生管理、避難時の衛生管理については、特に排せつ物の関係については、排せつ用の袋が先ほど答弁して880という形をお示ししましたけど、そういった部分への排せつとかですね、マンホール型のトイレというのは、完全にマンホールがマンホールの上につくりますので、マンホールに流れていくようなシステムになっていますので、そういった部分では、東日本でも非常にトイレが渋滞というか、たくさんいて、トイレの周りにみんな用を足したってというような状況にならないような基数とか、そういった部分はやっていかなきゃならないかなと思っています。

加えて、備蓄でうちの町こういう形で備蓄してますということなんですけど、最終的というか、いざ有事の際は周りの自治体とかですね。いろいろ協定結んでいるところもございまして、そういったところからの応援とかですね。そういった部分もいただきながら対処していくかなというふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 北川克良君。

○11番（北川克良君） 仮設トイレの防寒対策については答弁いただいていないと思うんですけども、そののところもお願いします。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 仮設トイレの防寒対策という、答弁漏れあったんですけども、全般的に言うと、先ほど答弁でも申し上げましたけど、暖房の確保をどうするかというのが一番今、課題の一つとなってます、ジェットヒーターとか室内を温めるものってあるんですけども、停電になった場合に一番有効なのは、今のFFストーブに電源を供給するということ、どういう供給の仕方って、発電機を外に置いて供給するとか、いろいろあるんですけども、それが一番効果的だというのが、たまたま日赤の方で出た結論でありまして、それに向けて今後うちはどういうふうな備蓄の対応をしていくかということで、仮設トイレ、あくまで屋外という認識は全てにおいてはしてませんので、屋内に設置するということも可能性の一つとしてありますので、そういう意味では仮設トイレの暖房を特に冬期は別の部屋に、部屋の暖房も入れながらトイレの暖をとっていきようなスタイルになろうかなというふうに思います。

○議長（山田日出夫君） 北川克良君。

○11番（北川克良君） それでは、次の質問に移らさせていただきます。

図書館の建設について。

図書館整備基本計画から8年が経過しているが、急速な時代変化もあり、計画も大幅修正が必要かと考えます。

今後の図書館建設に向けた考え方を伺います。

1、現時点で新たな機能などを持たせる図書館整備構想の考えをお聞かせください。

町長と教育長にお伺いします。

○議長（山田日出夫君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま、図書館建設について「図書館整備基本計画策定から8年が経過しているが、現時点での新たな機能などを持たせる図書館整備構想の考えは」についてお尋ねがございました。

本町の図書館は昭和59年に開館して来年、令和6年には40年の節目を迎えます。

開館当初から町民が待ち望んだ図書館として、子どもたちから高齢者の方々まで多くの町民の皆さまに利用され、過去には町民1人当たりの貸出冊数において、全国一位に輝くなど、町民に愛され親しまれる社会教育施設として、地域に根差した活動を展開してきました。

現図書館は経年による建物、設備機器の老朽化と狭あい化が進んでいることから、平成24年に各分野の幅広い年齢で構成する策定委員会において、将来の図書館づくりの基本構想となる「図書館振興計画」が策定され、続いて平成27年には、この振興計画をより具現化するために、新しい図書館の建設計画である「図書館整備基本計画」を策定したところですが、

さらには、令和2年には読書の環境づくりのための指針である「読書活動推進計画」を策定し、図書館サービスの充実に努めてまいりました。また、平成23年、平成26年には隣接する用地を先行取得し、新しい図書館整備の準備を整えてきたところですが、現状としましては、スポーツセンターや消防庁舎などの喫緊に整備することが必要となった施設整備を優先させたことや、その他の連続する大型投資が将来の財政計画にどのような影響を及ぼすかを見極めることなどから、具体的な新しい図書館整備までには至っていない状況にあります。

しかしながら、現図書館は築40年となり老朽化が進んでおり、施設運営にも支障をきたしていることから、近い将来には図書館整備は必要であると考えております。

図書館整備にあたっては「図書館振興計画」「図書館整備基本計画」「読書活動推進計画」の策定委員会や利用者などからの意見や要望のありました、子どもから高齢者までが「静かで落ち着いた読書環境、『滞在』と『交流』ができるスペース、子どもも大人も互いに読書を楽しめる空間づくり、安心できる居場所として」など期待される図書館像や構想などを基本といたしますが「図書館整備基本計画」の策定などから8年が経過し、この間、本町の社会情勢も大きく変化し、コロナ禍の影響や予想を上回る人口減少や少子高齢化、さらには、急激な高度情報化、生活様式や価値観の多様化など、計画を策定した当時とは図書館を取り巻く環境が大きく変わっております。

また、近年の国内の市町村での図書館整備の例として、図書館の機能を核として「まちのにぎわいを創出する」機能も付加させて他の公共施設、商業施設と組み合わせて複合施設による整備を図っている例もございます。

本町の図書館整備に向けましては、現在の施設の老朽、狭あいを改善していくことが第一ですが、高度情報社会に対応した多様なメディア資料、サービスの多機能化にも対応し、本町を取り巻く社会情勢を勘案するとともに、他施設との相互利用・共同利用などの可能性も含めた、町民みんなの居場所として新たなコミュニティ空間、総合的な学習の場を提供する施設として新しい図書館のあるべき姿を検討してまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました図書館建設についてお答えしましたのでご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 北川克良君。

○11番（北川克良君） 経年が経過した公民館や歴史館等、複合的な図書館をつくる考えはありますか。

○議長（山田日出夫君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 前段、私がお答弁申し上げたように、具体的な公民館だとか歴史館という部分だけではなく、今後の行政の効率化や今後、新しく町が必要となる施設や建て替えも含めた中での総合的な可能性を含めたことを考えていきたいと思っています。現時点では、どこがどうだということのお答えは控えさせていただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 北川克良君。

○11番（北川克良君） 図書館整備構想が本格したときに、また再度質問させていただきたいと思います。

これで私の質問は終わります。

○議長（山田日出夫君） 以上で北川克良君の一般質問が終わりました。

ここで3時まで休憩といたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時00分

○議長（山田日出夫君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次の一般質問は、4番、吉野美香君の発言を許します。

吉野美香君。

○4番（吉野美香君） 4番、吉野です。一般質問通告書に従い質問いたします。

訓子府町のごみ分別収集に関して。

訓子府町は平成16年からごみの排出量に応じた公平な負担と増額するごみ処理費用の軽減対策としてごみの有料化を実施してきました。ごみの分別収集有料化からほぼ20年が経過し、本町の人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化から本町におけるごみ分別収集について現況や今後の課題について伺います。

1、本町のごみ分別収集に関わる総経費の推移と財源の負担についての変化、加えて町民1人当たりのごみ分別収集の負担額は。

2、ごみ分別収集は、燃えるごみ、埋めるごみ、生ごみ、資源ごみに分けて収集していますが、それぞれの今までのごみ排出量の推移、あわせて町民1人当たりの排出量の推移は。

3、ごみの分別回収の課題、分別する方法の変更など、町内会、実践会で協議する場を

設ける考えは。

4、高齢化に伴い、ごみを分別できない、ごみボックスに排出できない方が増えてくる可能性があるため、町の対応は。

以上、町長に質問します。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ただいま「訓子府町のごみ分別収集に関して」4点のお尋ねがございましたので、お答えをいたします。

1点目に「ごみ分別収集に関わる総経費の推移と財源の負担についての変化、加えて町民1人当たりのごみ分別収集の負担額は」とのお尋ねがございました。

ごみ分別収集に関わる総経費の推移でございますが、平成30年度9,338万円、令和元年度9,386万円、令和2年度9,272万円、令和3年度9,695万円となっております。

財源につきましては、廃棄物処理手数料としてごみ袋の売り上げと直接搬入による手数料を合わせたもので、毎年度1,370万円程度となります。

総経費を人口で割り返した町民1人当たりのごみ分別収集の負担額、平成30年度は1万8,590円、令和元年度1万9,097円、令和2年度1万9,220円、令和3年度2万363円となります。

総経費については、ごみや人口の増減に関係なくかかるものが多いため、ほぼ横ばいとなっておりますが、人口が減少していることにより町民1人当たりの負担額は増加しております。

2点目に「燃えるごみ、埋めるごみ、生ごみ、資源ごみの排出量の推移と町民1人当たりの排出量の推移は」とのお尋ねがございました。

直接搬入を除いたごみ区分ごとの排出量は、燃やすごみが平成30年度442t、令和元年度447t、令和2年度457t、令和3年度444t、埋めるごみが平成30年度91t、令和元年度82t、令和2年度95t、令和3年度74t、生ごみが平成30年度180t、令和元年度172t、令和2年度160t、令和3年度153t、資源ごみについては、平成30年度202t、令和元年度196t、令和2年度184t、令和3年度190tとなります。

これらを合計して人口で割り返した町民1人当たりの排出量は、平成30年度182kg、令和元年度182kg、令和2年度185kg、令和3年度181kgとなります。

また、ごみ区分ごとの町民1人当たりの排出量は、令和3年度で生ごみが32kg、燃やすごみが93kg、埋めるごみが16kg、資源ごみが40kgとなります。

3点目に「ごみの分別回収の課題、分別する方法の変更など町内会、実践会で協議する場を設ける考えは」とのお尋ねがございました。

協議の場につきましては、令和5年3月に町内会連絡協議会長、実践会連絡協議会長、民生委員協議会長、農協・商工会婦人部長などで構成する廃棄物減量等推進審議会を開催しました。審議会では、これまでのごみ処理の経過の説明や分別収集にあたってのご意見をいただいたところです。今後も町民からの意見を聞く場として、必要の都度、開催していきたいと考えております。

4点目に「高齢化に伴う分別や排出に関わる町の対応」とのお尋ねがございました。

高齢者のごみ分別につきましては、令和2年に民生委員に調査を行っていただいたことがあります。この中では、ごみの分別について意見はなかったとの報告がありました。

また、町内会長会議や実践会長会議においてもごみの分別に関する意見は特にございませんでした。

一方、介護認定を受け訪問介護を利用している方が現在39名おられますが、そのうち8人がヘルパーにごみ出しを依頼している。福祉保健課で実施している生活支援サポーター制度でごみ出しに限らず、掃除、洗濯、通院の付き添いなど有償サポーターを派遣しており、現在2人が利用しております。

今後、高齢化が進み支援の必要な高齢者が増えることも想定されます。

ごみ出しはプライバシーの観点からも非常に難しい問題でもあるため、支援が必要な方の情報収集に努め、慎重に対応していきたいと考えております。

以上、お尋ねのありました4点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 吉野美香君。

○4番（吉野美香君） まず、質問1に関してなんですけれども、近年、ロシアによるウクライナ侵攻や円安の影響により、エネルギー価格の上昇など輸送コストが物価高になっています。人件費も上がっております。本町のごみに関する経費については、ごみ袋購入費などで収入があるものの、収集作業委託費用、処分最終施設の処理費用、ごみ袋の作成費などに支出しており、毎年多額の費用が使われていると思われま。

ここで二つほど質問させていただきます。

まず一つ目。近年の物価高騰により、町財源の負担額はこれからどのように変わっていくか所見がありましたら回答願います。

○議長（山田日出夫君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 物価高騰で処理費が上がらないかということでの質問でよかったんですかね。

ごみの処理費ですけれども、令和3年度でいったら9,700万ぐらいかかっているんですけども、そのうちのごみ処理の委託部分が8,500万ぐらい。率でいったら9割近くが委託料、ごみの処理費ということになります。これについては、先ほど吉野議員からお話あったとおり、物が上がったとか、あと人件費の部分もありますので、上がる傾向にはあるんですけども、直近のこの30年度からでいけば、ほぼ横ばいにはきてるということになります。燃料とかその辺も上がってきますので、今後は増加傾向には、このままで物価が上がると増加傾向にあるとは考えております。

○議長（山田日出夫君） 吉野美香君。

○4番（吉野美香君） 住民1人当たりの負担額が上がっているようです。今後、収入源であるごみ袋の購入単価の値上げの検討も当然していかなければならないと予想されますけれども、今の町の考えをお聞かせください。

○議長（山田日出夫君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） ごみ袋、これはあれですかね、役場がごみ袋を購入するときじゃなくて、町民が買う値段のということですかね。

確かにですね、何でも今、物が上がってまして、ごみ袋も上がる傾向にはあるんですけ

ども、今現在ですね、ほかに物がすごく上がってて、ごみの袋までを値上げするという事は非常に町民に大変な思いを強いられるということで、今のところ先ほどお話しさせていただきましても、委託料的にはそれほど上がっていない。上がる傾向にはあるんですけども、今のところはごみの袋の値段についてはそのまま。ただ情勢によっては上げていかなきゃならないというのは出てくると思います。

○議長（山田日出夫君） 吉野美香君。

○4番（吉野美香君） 次に、質問2に関してなんですけれども、町長の回答によりますと排出量は燃やすごみは横ばい、埋めるごみ、生ごみ、資源ごみは減少しているようです。ということは、多くの町民が本来、生ごみや資源ごみとして排出するものを燃やすごみとして一緒に排出しているのではないかと考えます。平成16年にごみ有料化収集を開始してから、ごみの収集方法や収集回数とも変化していません。分別収集の回数については、生ごみは週2回の回収ですが、燃やすごみは週1回、埋めるごみも週1回となっています。ちょっと近所のごみボックスを見てみますと埋めるごみはそんなに多く排出されていないようですが、燃やすごみは多く排出されているようです。

ここで二つほど質問させていただきます。

一つ目、ごみの排出量に応じて収集する日程を変更しませんか。例えば、週1回ある埋めるごみの収集を月2回、もしくは月1回にして、その少なくなった分は、燃やすごみを集める考えはないでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 吉野議員おっしゃるとおり、生ごみとか埋めるごみって確かに減ってきている傾向に多分、恐らく人口減とかにも影響していると思うんですけど、減る傾向にはあるんですけど、燃やすごみに関しては同じくらいか、ちょっと上がってきている傾向にあります。議員ご指摘の部分も、もしかしたら分別がちょっとだけ緩くなって、燃やすごみに捨てているという傾向もあるかもしれないです。

排出量に応じての分別の収集の回数ですけども、確かに他の町でいくと、埋めるごみ自体は2週間に1回だとか、月2回ぐらいとか、毎週集めているの、ここら辺でいったら、ちょっと調べてたら訓子府町だけかなとは思っています。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、1年間の1人当たりのごみの量でいくと、埋めるごみが16キロに対して燃やすごみが9.6キロなので、5倍から6倍ぐらいの量が燃やすごみだということでございます。

ごみの収集に当たっては、埋めるごみと燃やすごみと最終的に処分場が違ったりもしますし、どれぐらい経費がまた変わるのかとか、あと収集日についても、かなり定着している部分がございますので、その辺は確かに燃やすごみの量が多いので、収集日増やすというのも一つの手かなと思いますけれども、その辺の影響も今後調査しながら、回数、燃やすごみを増やして埋めるごみを減らすとか、そういうことも今後検討していかなきゃならないとは考えています。

○議長（山田日出夫君） 吉野美香君。

○4番（吉野美香君） 2点目なんですけど、北見市の留辺蘂自治区では、令和4年4月から生ごみの収集を取りやめ、燃やすごみとして収集していますが、本町も変更する考えはありますか。

○議長（山田日出夫君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 生ごみですけど、訓子府町の場合は、堆肥供給センターというところに持って行って、堆肥化して町民の皆さんに配ったりしてるということなんですけど、これをもしくは燃やすとなると、北見の方のごみセンターに持っていかなきゃならないんですけど、北見市にいいかどうかというところも聞いたこともないんですけど、ごみを燃やすと必ず^{ざんし}残滓、^{ざんさ}残渣、燃えかすは必ず出ます。そこで燃えかすが出ると、それは北見でどうしているかというところと埋めるごみとして処分していると。必ずごみが出ているんですよ。生ごみにすると、基本的には、もう全部堆肥化されますので、今、SDGsとか地球環境の悪化という問題でいくと、生ごみを堆肥化してごみがほぼ0だという状態が、経費がどうのこうのというのは抜かすと非常に地球環境には優しいということですので、今のところは今の分別方法でやっていきたいと担当では思っております。

○議長（山田日出夫君） 吉野美香君。

○4番（吉野美香君） 次に、質問3に関してなんですけれども、推進審議会が開催されたと聞き安心しました。

そこで質問なんですけれども、この審議会で委員さんからごみ処理の経過や分別収集の意見をいただいたようなんですけれども、どのようなものがあつたのでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 審議会の意見ですけども、いくつか紹介させていただきます。ただ、おおむねですね、分別とかに関しては、大きな意見はなかったということでございます。

例えばですね。ごみの処理方法についてということで、家庭でごみを焼却している方が見受けられるので、それはいいのかということで、これはもちろん駄目なんですけど、そういう質問とか、あと名前の書いていないごみ袋がごみステーションに残っているということです。そして、基本的にはそれ回収しないんですけども、場合によってはですね、ずっと置いておくと、においがしたりとかですね、場合もありますので、近所迷惑にもなりますので、その場合にはやむを得ず職員が行って分別してとかということもありますけども、これは基本は回収しないということでお話しさせてもらってます。あと、家電類の不法投棄の実態ですね、あと、ごみステーションを増設してもらえないかということでの要望もございました。ごみステーション自体は、町内会とか実践会で設置しているものですので、その総会等で相談してほしいということで回答しております。主な内容については以上です。

○議長（山田日出夫君） 吉野美香君。

○4番（吉野美香君） 訓子府町は分別収集を始めた際に、町民一人一人に自己責任を持つためにごみ袋に名前を記載することになったと聞いています。この件について、家のごみの中身を他人に知られてしまう抵抗感を持っている方は、私はかなりいるのではないかと思います。特に町外から転入してきた方たちです。私も長い間、町外に住んでいましたので、ごみ袋に名前を書くことは正直言いまして抵抗感があります。ごみボックスを見ますとたまに名前を書いてなくても回収されてるものもあつたりしますので、書いてなくても、きちんと分別されていれば収集されている感じなんですね。

ここで二つほど質問させていただきます。

分別収集を始めて長い年月が経ち、住民も分別がきちんとされているのなら、ごみ排出の際、無記名で排出することはできないでしょうか。もしくは無記名というのが不可能ならば、中身が丸見えにならないように、せめて袋にピンク色とか黄色とか薄いブルーなど色をつけることは考えてないでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 恐らく始まった当初は、記名するというので、あまり、そういうやっている市町村がなくて、非常に抵抗あったかと思います。ただ、今はですね、ごみの名前を書く方式を私、もう今3年目ぐらいですか、担当してますけど、名前を書くことに対して、何か町民から意見とかというのは、特別、今、吉野議員がおっしゃってましたけど、あと私のところで窓口業務がございますけど、そこで転入者にごみの排出の仕方、説明させてもらってます。訓子府町の場合は、お名前書いて出さないとごみは引き取ってもらえないですということで説明すると、おおむね了解していただいて「そんなんだったら出さないわ」という声は今のところ聞いたことがありません。元々はそこ名前を書いてもらって、もちろん責任を持ってもらって、名前が書いてあって分別されてなければ、そこで指導させていただくということで始めた記名方式だと思いますけども、それについては今後も続けていきたいと考えております。

あと、色づけですけど、とピンクとか色とかつけても結局半透明で、もう少し今の部分は完全な透明じゃなくて半透明ぐらいの感じなんですけど、それよりもう少し濃い色とかってということかなと思います。基本的にはやっぱり分別回収する人が中身が見えてきちっと正しく分別されているか。それによっては回収、最終処分でももらえない可能性がございますので、その辺はちょっと色づけとかということも検討したいとは思いますが、基本的には中身がある程度見えるごみ袋にしたいと思っております。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 吉野美香君。

○4番（吉野美香君） 排出方法について、町民もいろんな意見があると思います。町内会とか実践会単位で身近なところで意見の聞き取りなどはしていただけないでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 先ほど審議会開催していると言いましたけれども、そこでもやっていますし、町内会ですね、会長の集まる連協会のところでも、今後ごみのお話、よくステーションの話とかはさせてもらうんですけど、そこでは分別方法、回収の仕方とか、その辺も含めてお話させていただきたいと思っております。

○議長（山田日出夫君） 吉野美香君。

○4番（吉野美香君） 次に、質問4に関してなんですけれども、高齢化に伴って認知もあって、ごみの分別ができない、ごみボックスまで運搬することができない方が増えてくるのが予想されます。北見市はこういった方に対応するため、最近ごみの戸別回収サービスを始めました。ごみはプライバシーに関することで、ほかの人に相談できない側面を持っていますので、中には分別の方法が分からなくなって困って排出できない方もいるかもしれません。やはり町民から信頼されている職員が困っている人に出向いて対応をしているとは思いますが、その辺は今後ともよろしく願います。

そこで2点ほど質問させていただきます。

まず、1番、訓子府町では、北見市のような戸別回収サービスの実施については、どうお考えになりますか。

○議長（山田日出夫君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 確かにですね、町長の答弁にもあったと思うんですけど、高齢化につれて、そういう方が増えてくるとは想定されています。今のところですね、大きなお話というか、ごみで困っているとかということのお話は具体的にはないですし、そして、先ほど町長の答弁にもあったとおり、ボランティアでもごみ出しの支援とかやっておりますので、戸別回収については、いろいろこう体制も整えなきゃならない部分もございますので、今後については検討しなきゃならない部分もありますけども、今のところは今の回収で、例えば、町内会でステーションそのために増やしたいとか、そういうことであれば対応していきたいと思いますけれども、今の回収方法で行っていきたくて考えております。

○議長（山田日出夫君） 吉野美香君。

○4番（吉野美香君） 二つ目なのですが、ごみを分別することができないで、家にごみをためている人もいるかと思えます。このような事例があった場合の対応について、町はどのような支援をすることができるのか伺います。

○議長（山田日出夫君） 福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） ごみの分別できずに、おうちにごみをためてしまう方というかの件で、今までの実例というか、そういうケースがあったところでお答えをさせていただきたいんですけども、やはり、分別ができないところの原因には、やっぱり認知症だったりとか、いろんな障がい、知的な障がいがあったりとか、要は分別ができずにいせなくて、どんどんたまっていくっていう感じなんですけれども、そういう方がわかった時点では、町の職員がいて、お話を聞きながらやった場合もありますけれども、もう手に負えないというか、その場合については、社会福祉協議会とかで、私的な契約によるヘルパーの支援というか、家事援助のサービスがあって、1時間千円以内ぐらい、七、八百円ぐらいで対応してくれるので、そういうところを個別に紹介したりとか、あとは地元の、お手伝いしてくれる事業者とか、そういうところに協力を得たりもしています。何らかの問題を抱えているご家庭っていうか、そういうこともあるので、早期に気づいたりとかして対応したりっていうことになります。

○議長（山田日出夫君） 吉野美香君。

○4番（吉野美香君） ごみに関する質問させていただきました。今回分かったことは、ごみを処理するのに多額の町費を投入して事業を進めているということです。今後ともごみ袋購入費の価格はどうなるのか。また、ごみの分別回収の回数変更や排出方法の検討はあるのか気になるところです。

最後に、高齢者や体の弱い方のごみの分別ができない方、排出できない方の対応まで質問させていただきました。

もし、このような方たちから申し出があれば、手を差し伸べてほしいですし、このような方たちがいるのか、日ごろから情報収集をして早期に解決を図ってほしいと思います。全体をとおして伊田町長の何か考えがありましたら、よろしくお願いします。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ごみ収集に関して、細部にわたりまして、いろいろご質問いただいた部分でございます。基本的には、ごみ収集は自治事務でございますので、町は投げることなく進めていかなければならないことです。さまざまな、一部負担ということで、平成16年から、おそらく記憶によると前菊地町長が担当課長だったかなというのをちょっと覚えておりますけども、有料化したときの部分ですけども、そういった意味では、有料化の部分で、あくまで、あくまでというか、個人の責任も持ってもらうというところを思った有料化かなというふうに思っていますので、それを経費の半額まで経費を上げていくというようなことは、課長からも話しましたが、現段階では考えていないというところでございます。

加えて、どうしてもこう、高齢化率40%を超えて、75歳以上も千人超えてきてますので、今言われたごみの処理ができない層が多くなる想定もあります。そういった意味では、今、関口の方から話したとおり、ある一定程度の部分でこちらに言っていただければ、さまざまな事業者さんもいますし、そういったヘルパーさんもいますので、そういった対応はできるのかなというふうに思っております。

そういった意味では、本町のごみ処理については、最終処分場を一つも持っていないというのが本町の部分でありまして、全部、他の自治体にお任せしているというかね、処分自体はそういったような状況なので、きれいな町を目指していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 吉野美香君。

○4番（吉野美香君） これで、私のごみに関する質問を終わります。

次に、（仮称）まちづくり株式会社について。

伊田町長は、選挙期間中、みんなで創るくねっぶの未来として緊急的に実施する5つの約束と「基幹産業の農業を守る」「くねっぶの経済（商工業・林業）を守る」「皆でくねっぶの子どもを守る」「自然災害からくねっぶを守る」「くねっぶの皆さんの声に応える」「くねっぶの暮らしを守る」という6つの政策を挙げ、これらの政策に多くの町民から信託を受け町長に当選しました。町長がこれからどんなまちづくりに進めていくのか、未来は発展してくれるものと町民も期待しているところです。

さて、町長は「くねっぶの経済（商工業・林業）を守る」政策の中に「募集した地域おこし協力隊を活用して（仮称）まちづくり株式会社を官民共同で出資し事業を進める」と公約しています。

伊田町政がスタートして2か月あまり、まだ準備はできていないと思いますが、この（仮称）まちづくり株式会社に町長がどんな思いを寄せているのか、現時点での町長の考えを伺います。

1番、町長の考える訓子府の（仮称）まちづくり株式会社とは、どんな事業を行うものなのか。

2、（仮称）まちづくり株式会社の組織体制や地域おこし協力隊をどのように活用しようと考えているのか。

3、設立までの課題は。

4、（仮称）まちづくり株式会社が訓子府の発展に担う役割は。

以上、町長に質問いたします。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ただいま「(仮称) まちづくり株式会社について」4点のお尋ねをいただきましたのでお答えいたします。

1点目に「町長の考える訓子府の(仮称)まちづくり株式会社とは、どんな事業を行うものなのか」についてのお尋ねがございました。

正直、まだ漠然とした構想でございます。(仮称)まちづくり株式会社は、町の「稼ぐ戦力」の一つと考えております。具体的な事業計画の練り上げには、相当の時間を要すと考えており、先般、農林商工課を中心に構想をまとめるよう指示したところでございます。

どんな事業を検討しているかに関して、ほんの一例を申し上げますと、ポテンシャルの高い農産物の集荷と加工委託および販売を株式会社が引き受けることで、農業者というか、農業の6次産業化のサポートにつなげていけたらと考えております。

また、ふるさと納税の返礼品としての対応も株式会社で取り組んでいければと考えております。

2点目に「(仮称)まちづくり株式会社の組織体制や地域おこし協力隊をどのように活用しようと考えているか」についてのお尋ねがございました。

まず、株式会社の設立に関して核となる人物が必要であります。民間企業等から人材を招へいすることも視野に考えているところでございます。

そこで地域おこし協力隊を活用できればと思いますし、そのためには「地域資源を活用し地域課題の解決に資する小規模創業を支援する」国の支援制度なども活用できたらと考えております。

しかし、あくまで事業構想の練り上げこそが大前提と思っており、構想が固まらない中で会社設立や地域おこし協力隊を活用することにはなりません。

最近では、まちづくりに関し「地方共創」という考えで、経済活性のプロセスを共にすることで、地域との信頼関係を構築する民間企業も出てきております。そのような企業と手を携えることも選択肢の一つとして考えております。

3点目に「設立までの課題は」についてのお尋ねがございました。

まずは、株式会社として持続可能な事業を行っていくことが重要であり、事業の基本的な方向性が明確化されなければなりません。それが複数にわたるのかまでは現時点では言及できません。

また、目標に向かって実行力のあるメンバー、それが地域おこし協力隊を指すわけですが、その人選は外すことができないというふうに考えております。

さらに、株式会社への出資も事業継続に不可欠なことであると思いますが、どのような民間企業や団体から賛同を得られて、出資を集めることができるのかは未知数でございます。

4点目に「(仮称)まちづくり株式会社が訓子府の発展に担う役割は」についてのお尋ねがございました。

3点目の答弁でも申し上げたとおり継続可能な事業選択が株式会社には必要であり、その選択は町民の理解が得られるようなものでなければならぬと感じております。

一例として申し上げた農産物の集荷と加工委託および販売を手掛け、誰かと誰かを「つなぐ」ことをキーワードに、大げさかもしれませんが、訓子府の中心となる商社を目

指していきたいというふうにも考えております。しばらくの間は、検討状況を見守っていただきたいと思い、今後もこの件については、いろいろ議会とも協議をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上、お尋ねのありました4点についてお答えいたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 吉野美香君。

○4番（吉野美香君） まちづくり株式会社に関してなんですけれども、私が今感じているのは、本町は、居酒屋や喫茶店が少なくなり、町のにぎわいがなくなっているということです。また、人口も減少し、さらにここ数年のコロナ禍によりイベントも中止するなど活性化がなくなっていました。コロナが落ち着いてきましたが、まだ以前のように戻ってない感じがしています。町長が進める（仮称）まちづくり株式会社は、行政や民間企業だけでは実施が難しい新しい事業に取り組んで町の活性化のために向かうことができると大いに期待しています。

最後に1点だけ質問させていただきます。

隣町の津別町はまちづくり株式会社がありますが、このまちづくり株式会社について、ほかにモデルにしている市町村などはありますか。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） まちづくり株式会社、今、率直に言うとモデルとしている市町村はございません。モデル自治体を見て考えた部分でもないというところで、ただやっぱり生産者というか、1次産業の農業者が夢ミールというところをやって、僕、何が思っているかという、地域の方が地域で生産されたものを食べれない。買えないというところがあって、そこは何とかしてほしい。今はもぎたて市なり夢ミールという形で出てますけれども、どうしても今は生産者の経営面積が広がってきたことによって、そっち側への力がやっぱり週1回程度しか販売ができない。当然、加工もできない。一部、加工して頑張っている農業者の方もおられるんですけども、そういった部分を結集していきたい。その部分を集荷して加工の委託をして販売までつなげていけるというようなシステムを作ったようなものを作りたいというところがありまして、たまたまいい地域おこし協力隊の制度ってございまして、その部分で、ちょっと答弁でも触れましたけど、どちらかというベンチャー系の企業で、そういった派遣してやるような考えをお持ちの企業もあるようですので、それらも複合的な部分で、一番困っていたのはやっぱりこう頭になる人間をどうするんだっていうのが一番困っていて、そこら辺はちょっと検討段階っていうところなんですけども、ただ、そういった意味では、その組織がまちおこしというか、町の中の元気を取り戻すためにどういった活動ができるか、おそらく入って来るのがよそ者なので、いろんな中で連携はしていけるかなという、1人や2人っていうイメージがなくて、多分3人とか4人ぐらいは入ってほしいなっていうところが思ってた。だからそういった意味では、そういった全然まだ構想なんですけど、そういった思いで町の活性化もつなげていきたいな。

ただ、5月8日のコロナの5類移行によって、実質、焼肉イベントでは初めてというか、日曜日の銀河公園まつり、僕の見立てでは300人ぐらい集まっていたかなというふうに思いますので、本当は前の日だともっと、農協のふれあいまつりでは千人が来てましたの

で、そういった意味では、だいぶ垣根が取れて活性化に向かっていけるのかな。わが町の中心商店街も地域の元気を取り戻すために頑張っていくことに対して支援をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 吉野美香君。

○4番（吉野美香君） 私も町長のまちづくり株式会社にはすごく期待していますし、もちろん協力もしていきたいと思つてます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（山田日出夫君） 4番、吉野美香君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（山田日出夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よつて、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

明日も午前9時30分から一般質問を継続いたしますので、皆さんご参集のほど、よろしくお願ひいたします。

本日はご苦勞さまでございました。

散会 午後3時46分